

平成29年第3回当別町議会定例会 第1日

平成29年6月14日（水曜日） 午前10時00分開会

議事日程（第1号）

開会・開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 常任委員会委員の選任

議会運営委員会委員の選任

第 4 議会広報特別委員会委員の選任

第 5 諸般の報告

第 6 行政報告 情報公開制度の実施状況について

第 7 請願・陳情審査付託の件

散 会

午前10時00分開議

出席議員（15名）

1番	佐藤立君	2番	五十嵐信子君
3番	鈴木岩夫君	4番	山崎公司君
5番	秋場信一君	6番	渋谷俊和君
7番	山田明君	8番	古谷陽一君
9番	稲村勝俊君	10番	石川和栄君
11番	岡野喜代治君	12番	市川正君
13番	高谷茂君	14番	島田裕司君
15番	後藤正洋君		

欠席議員（なし）

欠員（なし）

説明のための出席者

町長	宮司正毅君
副町長	増輪肇君
総務部長	堤和弘君
総務課長	長谷川明君
企画部長	二木勝義君
企画課長	長谷川道廣君
財政課長	山田雅俊君
住民環境部長	江口昇君
環境生活課長	岸本昌博君
福祉部長	高取真由美君
保健福祉課長	山下勝也君
経済部長	舘田博道君
農務課長	高田訓之君
建設水道部長	吉尾雅昭君
建設課長	高松悟志君
教育長	本庄幸賢君
教育部長	山崎一君
管理課長	北村和也君
代表監査委員	米口稔君

事務局職員出席者

事務局 長	野村 雅史 君
次 長	中出 徳昭 君
係 長	浦島 卓君
主 任	瀬戸 貴裕 君

◎開会・開議の宣告

(午前10時00分)

○議長（後藤正洋君） ただいまの出席議員15名、定足数に達しておりますので、平成29年第3回当別町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（後藤正洋君） 議事日程ですが、さきに配付されております日程表により議事に入ります。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（後藤正洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第125条の規定により、

10番 石川和栄君

11番 岡野喜代治君

を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長（後藤正洋君） 日程第2、会期の決定ですが、さきに議会運営委員会を開催し、協議の結果、平成29年6月14日から6月21日までの8日間といたしましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、6月14日から6月21日までの8日間とすることに決定をいたしました。

---

◎常任委員会委員、議会運営委員会委員の選任

○議長（後藤正洋君） 日程第3、各常任委員会委員の選任、議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、総務文教常任委員会委員に岡野議員、古谷議員、山田議員、渋谷議員、秋場議員、山崎議員、五十嵐議員、後藤議員の以上8名、

次に産業厚生常任委員会委員に島田議員、高谷議員、市川議員、石川議員、稲村議員、鈴木議員、次に議会運営委員会委員に高谷議員、岡野議員、石川議員、稲村議員、山田議員、渋谷議員、山崎議員の以上7名。

以上のとおり指名いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、ただいま指名いたしましたとおり、各常任委員会委員、議会運営委員会委員を選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時03分

再開 午前10時03分

○副議長（島田裕司君） 再開いたします。

お諮りいたします。総務文教常任委員会委員に選任されました議長から常任委員を辞任したい旨申し出があります。議長の職責上、個々の委員会に所属することは適当でないことから、この際総務文教常任委員会委員を辞任したいとするものであります。

辞任について許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（島田裕司君） 異議なしと認め、議長の総務文教常任委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時04分

再開 午前10時04分

○議長（後藤正洋君） 再開いたします。

次に、委員会条例第8条第2項の規定により、各常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長の互選をお願いいたします。

休憩いたします。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時15分

○議長（後藤正洋君） 再開します。

各常任委員会及び議会運営委員会より、正副委員長の互選結果が議長の手元に届いております。

総務文教常任委員会	委員長	山田	明君
	副委員長	秋場	信一君
産業厚生常任委員会	委員長	石川	和栄君
	副委員長	市川	正君
議会運営委員会	委員長	稲村	勝俊君
	副委員長	山崎	公司君

ただいまの報告のとおり、各常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長が決定いたしました。

それでは、各常任委員長、議会運営委員長から就任のご挨拶をお願いいたします。

総務文教常任委員会委員長、山田君。

○総務文教常任委員会委員長（山田 明君） ただいま委員の皆様のご推挙によりまして、このたび総務文教常任委員長を仰せつかりました山田でございます。委員の皆様のご協力のもとに総務文教常任委員会を運営していきたいというふうに思っておりますし、ただいま当別町は人口減少問題、少子高齢化などいろんな問題が山積しております。そういう意味において、秋場副委員長並びに総務文教常任委員の皆様とともにこの難題を解決するべく努力したいというふうに思っておりますので、各委員皆様のご支援、ご協力のほうをよろしくをお願いいたします。どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（後藤正洋君） 次に、産業厚生常任委員会委員長、石川君。

○産業厚生常任委員会委員長（石川和栄君） 少し緊張しておりますので、文章を読ませていただきますので、よろしくお願いいたします。

ただいま産業厚生常任委員会におきまして委員の皆様のご推挙で産業厚生常任委員長に選任をいただきました石川和栄でございます。微力ではございますが、2年間、委員の皆様のご協力をいただき、市川副委員長とともに本委員会の所管とするもろもろの課題に対して慎重審議を進めてまいります。町長並びに町職員の皆様にもご協力とともにご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

以上、簡単でございますが、就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（後藤正洋君） 次に、議会運営委員会委員長、稲村君。

○議会運営委員会委員長（稲村勝俊君） 一言ご挨拶を申し上げます。

このたび委員各位のご推挙をいただき、議会運営委員会委員長に選任されました稲村勝俊でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。議員各位の理解と納得、協力を得られ、議会を円滑に運営するための議会運営委員会を山崎副委員長、委員の皆様方と協力し、進めてまいりたいと考えています。議員各位のご支援、ご協力をお願いいたしまして、就

任のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）



◎議会広報特別委員会委員の選任

○議長（後藤正洋君） 日程第4、議会広報特別委員会委員の選任について、委員会条例第7条第2項の規定により、古谷議員、秋場議員、鈴木議員、五十嵐議員、佐藤議員、以上5名のとおり指名いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、ただいま指名いたしましたとおり選任することに決定いたしました。

次に、委員会条例第8条第2項の規定により、議会広報特別委員会の正副委員長の互選をお願いいたします。

5分間、25分まで休憩いたします。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時25分

○議長（後藤正洋君） 再開します。

議会広報特別委員会の正副委員長の互選結果が議長の手元に届いております。

議会広報特別委員会 委員長 古谷 陽一君

副委員長 佐藤 立君

ただいまの報告のとおり、議会広報特別委員会の正副委員長が決定いたしました。

それでは、議会広報特別委員会委員長から就任のご挨拶をお願いいたします。

古谷君。

○議会広報特別委員会委員長（古谷陽一君） ただいま議会広報特別委員長の中におきまして委員長に任命されました古谷陽一でございます。副委員長には佐藤立委員が任命されました。また、秋場信一委員、鈴木岩夫委員、五十嵐信子委員とともに町民の皆さんに議会の様子や議員の活動等においてわかりやすく知らせていくことはもちろんでございますが、今後は広聴的な役目も研究しながら、当別がよくなりますように、そしてよりよい広報活動ができるように努力してまいりたいと思いますので、議員の皆様を初め、職員の皆様のご協力をお願いを申し上げまして、就任のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いをいたします。（拍手）



### ◎諸般の報告

○議長（後藤正洋君） 次に、日程第5、諸般の報告を申し上げます。

監査委員より例月出納検査の結果報告がありました。その写しをお手元に配付しておりますので、ご高覧願います。

次に、議長の出張報告をいたします。5月17日に沖縄県で開催されました防衛省全国情報施設協議会役員会に出席いたしました。5月20日、21日に宮城県で開催された仙台青葉まつりに出席し、仙台市議会議長に対しまして表敬訪問をいたしました。5月31日、6月1日に東京都で開催されました平成29年度町村議会議長・副議長研修会に出席をいたしました。なお、復命書につきましては議会事務局に保管しておりますので、ご了承願います。

以上、報告を終わります。



### ◎行政報告

○議長（後藤正洋君） 日程第6、行政報告を行います。

町長。

○町長（宮司正毅君） 行政報告を申し上げます。

情報公開制度の実施状況についてでありますけれども、当別町情報公開条例第23条及び当別町個人情報保護条例第32条の規定に基づきまして平成28年度の実施状況を報告します。当別町情報公開条例に基づく実施機関への情報開示請求は12件あり、内訳は町長部局7件、議会3件、選挙管理委員会1件、農業委員会1件でありました。請求に対する決定等の内容につきましては、12件の請求に対し開示が1件、一部開示が9件、不開示が2件という状況であります。なお、一部開示としたうちの1件は、農業委員会における取り運びでありましたが、請求者から不服申し立てがあり、当別町情報公開条例の規定に基づき、当別町情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、審議をいただきましたところ、一部開示とした農業委員会の決定が妥当である旨の答申を得ておりますことを申し添えます。また、当別町個人情報保護条例に基づく個人情報の開示請求は、平成28年度において各実施機関ともなく、不服申し立てもありませんでした。

以上、情報公開制度実施状況の報告とさせていただきます。

○議長（後藤正洋君） 以上で行政報告を終わります。



### ◎請願・陳情審査付託の件

○議長（後藤正洋君） 日程第7、請願・陳情審査付託の件ですが、お手元に請願・陳情



文書表が配付されております。

会議規則第95条及び第92条第1項の規定により、文書番号1番、障害者の家族による介護の負担軽減と「親亡き後」遺された障害者が安心して生きていくために必要な社会資源の拡充を国に求める意見書の提出を求めることについての陳情書、4番、「自家用車を利用したライドシェア解禁の慎重な審議を求める意見書」の提出を求める陳情、5番、子ども医療費助成制度の拡充を求める陳情書、8番、町内の夜間休日の診療体制の充実を求める陳情書、以上については産業厚生常任委員会に、文書番号2番、若者の人口流失を防ぎ、地域活性化を実現するため、「最低賃金の大幅引き上げ、全国一律制の確立を国に求める意見書」の提出を求める陳情、3番、労働組合運動を萎縮させ、市民監視社会につながる「共謀罪」の「慎重審議と現行法でのテロ対策強化を求める意見書」の提出を求める陳情、6番、「テロ等組織犯罪準備罪（共謀罪）」法案の慎重審議を求める意見書の採択を求める陳情書、7番、「森友学園」並びに「加計学園」問題の徹底した国会審議で疑惑解明を求める意見書の採択を求める陳情書、これらにつきましては総務文教常任委員会にそれぞれ審査終了まで付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、そのように決定をいたします。



#### ◎休会の議決

○議長（後藤正洋君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、議案審査のため、あすから6月18日までの4日間を休会とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、そのように決定をいたしました。



#### ◎散会の宣告

○議長（後藤正洋君） 本日はこれにて散会いたします。

6月19日は午前10時から会議を開き、一般質問を行います。

本日はご苦労さまでございました。

（午前10時35分）

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成29年 月 日

議 長

副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成29年第3回当別町議会定例会 第2日

平成29年6月19日（月曜日） 午前10時01分開議

議事日程（第2号）

開 議

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

散 会

午前10時01分開議

出席議員（15名）

1番	佐藤立君	2番	五十嵐信子君
3番	鈴木岩夫君	4番	山崎公司君
5番	秋場信一君	6番	渋谷俊和君
7番	山田明君	8番	古谷陽一君
9番	稲村勝俊君	10番	石川和栄君
11番	岡野喜代治君	12番	市川正君
13番	高谷茂君	14番	島田裕司君
15番	後藤正洋君		

欠席議員（なし）

欠員（なし）

説明のための出席者

町長	宮司正毅君
副町長	増輪肇君
総務部長	堤和弘君
総務課長	長谷川明君
広報秘書課長	大畑裕貴君
税務課長	佐藤剛一君
企画部長	二木勝義君
企画課長	長谷川道廣君
企画課参事	種田統君
企画課参事	山田浩嗣君
財政課長	山田雅俊君
道の駅室長	三上晶君
住民環境部長	江口昇君
環境生活課長	岸本昌博君
福祉部長	高取真由美君
保健福祉課長	山下勝也君
介護課長	辻野幸一君
経済部長	舘田博道君
農務課長	高田訓之君
商工課長	森淳一君

建設水道部長	吉 尾 雅 昭 君
建設課長	高 松 悟 志 君
建設課参事	中 渡 憲 彦 君
教 育 長	本 庄 幸 賢 君
教 育 部 長	山 崎 一 君
管 理 課 長	北 村 和 也 君
社会教育課長	小 出 真 二 君
子ども未来課長	須 藤 政 信 君
代表監査委員	米 口 稔 君

**事務局職員出席者**

事 務 局 長	野 村 雅 史 君
次 長	中 出 徳 昭 君
係 長	浦 島 卓 君
主 任	瀬 戸 貴 裕 君

◎開議の宣告

(午前10時01分)

○議長（後藤正洋君） ただいまの出席議員15名、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（後藤正洋君） 議事日程ですが、さきに配付されております日程表により議事に入ります。



◎会議録署名議員の指名

○議長（後藤正洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第125条の規定により、

10番 石川和栄君

11番 岡野喜代治君

を指名いたします。



◎一般質問

○議長（後藤正洋君） 日程第2、一般質問を行います。

質問順序は、お手元に配付しております一般質問通告一覧により順次行います。

通告1番、山崎君の質問であります。質問は、一問一答方式で行います。

山崎君。

○4番（山崎公司君） 皆さん、おはようございます。ただいま議長の許可をいただき、通告書に基づき、本日は4件のテーマについて質問させていただきます。

まず最初に、人口減少と少子化対策について質問いたします。人口減少は、経済活動の低下やコミュニティーの維持の困難性が増大するため、本町においても人口減少対策は緊急の課題と捉え、人口減少と経済の縮小の悪循環を断ち切り、将来にわたり活力ある社会を維持することに取り組んでいく必要がございます。しかし、本町は1999年2万875人をピークに17年間減少が続き、直近6月1日現在1万6,460人、4,415人の減少で、管内でも最大でございます。他のところで減少しておるところは、ちなみに石狩市は2007年に6万1,473人でしたが、2,718名の減少、北広島市は2007年6万1,199人が2,281人の減少となっております。そういう中で、医療や交通、教育といった生活に必要なサービスをどう維持

していくか、道路や公共施設のインフラをどう補修していくか、地域の産業や雇用をどう開発していくかなど、多くの課題に取り組む必要があり、また本町における人口の現状分析を行い、人口に関する認識を町民と共有し、今後目指すべき将来の方向性と人口の将来展望を提示することが必要と思います。

この3年間の動きを検証いたしますと、2014年5月、日本創成会議は消滅可能性都市896というリストを発表いたしました。この内容は、20歳から39歳までの若い女性が2010年から2040年までに減少が50%を超える市町村を選択したものです。当別町は減少率が76.3%、管内では1位、道内では17位です。将来当別町は消滅するということがこのようなレポートで発表されているわけです。翌2014年の12月、政府は上記を受けて、まち・ひと・しごと創生法を施行されました。各市町村に対し、5カ年計画の総合戦略の策定を求めました。2015年10月、当別議会が承認した当別町まち・ひと・しごと創生総合戦略では、4つの基本目標とそれを達成するための14のプロジェクトで構成されています。総合戦略が目指す将来の目標人口は、2040年までに人口2万人の達成を目指しております。日本創成会議で推計の人口は2040年で1万287人と推計しています。国立社会保障・人口問題研究所、社人研では2040年を1万1,411人と推定しております。

国勢調査による町内の人口の推移を確認してみますと、ちょうど2000年、総人口は2万778人、65歳以上の老人人口が16.96%で3,524人、15歳から64歳の生産年齢が66.09%で1万3,732人、ゼロ歳から14歳までの年少者が16.95%で3,522人、合計特殊出生率は1.2、出生数は142人です。これが15年後の2015年、総人口が1万7,278人、老人人口は30.15%、生産年齢は60.50%、年少者は8.95%、合計特殊出生率は1.01、出生数は61人です。ちなみに、直近、昨年(2016年)の最新の数字ですが、総人口は1万6,688人、老人人口は31.8%、生産年齢は59.47%、年少者は8.77%、合計特殊出生率はまだ正式には発表されておりませんが、15年の1.01を下回る可能性もあります。この1.01というのは、道内はもちろん全国で最下位です。出生数は、昨年は52名です。現在の状況から、2000年前後の行政、議会の子育て支援、家族政策の対策停滞は議会も行政も大いに反省すべきと思います。大変残念であります。今こそ手を打たなければなりません。同じ轍を踏んではならないと私は思います。人口減少の深刻さが町民の間で必ずしも共有されておらないと思います。ともすれば遠い将来のことのように考えられがちですが、楽観論は非常に危険でございます。

質問でございます。総合戦略で目指す将来の目標人口として2040年までに2万人達成とありますが、年齢3区分別の総人口の内訳をお伺いします。

次に、まず人口減少をとめる目標年度と2025年、2030年の人口目標を設定すべきと思いますが、これについて伺います。

合計特殊出生率の低下と出生数の低下に対する対策をお伺いします。

当別町の総合戦略、子育て世帯応援プロジェクトの内容を見ますと、子育て世代が町内で安心して出産、子育てができる独自の子育て支援策として、医療費や保育費等の助成、子育て世代の住環境に対する助成等の新たな支援制度の創設に向け検討を行う。また、病

児や病後児の預かり等の育児サポートの利用促進や産婦人科、小児科等の医療機関との連携による支援体制の充実を図りますとうたわれております。では、子育て世代の出産、医療、教育支援を切れ目なく、現状の改善についてお伺いします。

若い世代の移住、転入の具体策として町内に住宅を新築、建て売りを購入する人に補助交付を実施してはどうかお伺いいたします。

転入増の拡大のためにも、教育の向上が重要で、今後一般会計の中での教育関連を現状の5%、この5%は管内では数値としては最下位でございます。これを10%以上にすべきと私は考えますが、見解をお伺いいたします。

次に、食品ロス削減の啓発について質問いたします。農林水産省の平成26年度推計の日本国内における年間の食品廃棄量は約2,800万トン、本来食べられたはずの食品ロスは約632万トン、これは我が国の食用魚介類の量の622万トンに匹敵します。食品廃棄量の約3%に当たり、また世界で飢餓に苦しむ人々に向けた世界の食料援助量、年間320万トンと言われているのですが、これの2倍にこの数字は相当します。日本人1人当たりで換算してみますと、お茶わん1杯分、136グラムの食べ物が毎日捨てられている計算になります。日本の食料自給率は39%で、大半輸入に頼っておりますが、一方で食べられる食料を捨てているという現実がございます。まず、食品ロスの約半数が家庭だと言われております。削減の工夫として、買い過ぎない、使い切る、食べ切る、残った食材は別の料理に活用、賞味期限と消費期限の違いを理解することが重要です。

さて、このような背景の中で、まず行政として町民への食品ロス削減の意識づけや行動に具体的にどのような啓発をしているのか伺います。

次に、学校給食での食品ロスの現状と対応について伺います。

学校教育の中で食育、環境教育を通して食品ロス削減についてどのような指導をしているのか伺います。

さらに、町の災害用の備蓄食品、この消費期限の対応について伺います。

次に、有料老人ホームについて質問いたします。老人人口が先ほど申しましたように32%を越す高齢化の中、老人保健施設等の利用希望者が増加しております。まず、町内の有料老人ホーム数、定員、入居者数、待機者数、建物の耐震は大丈夫か伺います。

次に、不足ぎみの介護士、ケアマネジャーの確保、待機者解消に向けてどのように行政として取り組んでいるか伺います。

無届け有料老人ホームが2016年度、全国で1,207カ所あると報道されております。道内でも419カ所あると公表されておりますが、町内では問題ないのか伺います。

次に、道の駅について質問いたします。オープン3カ月前に迫った119番目に認可されました北欧の風道の駅とうべつ、町民、近隣住民、道の駅ファンが待っております。既に十分な準備がなされていると思っておりますが、事前の確認として7点について質問いたします。

9月23日開業予定になっておりますが、その前のプレオープンを実施しないのか伺います。



それと、道の駅の役割として防災拠点というのがございますが、先日開発局が発表している119のうち28しか、しっかりと自家発電機とか非常食とか、そういったものを準備していないという新聞報道がございました。この当別道の駅、防災拠点として十分整備されているか伺います。

次に、従業員の確保と事前の研修は予定どおり進んでいるのか伺います。

姉妹都市のPRと商品確保の計画について伺います。

クレジットカード及びポイントカードの導入について伺います。

9月以降年内いっぱいイベントをどのように計画されているか伺います。

最後に、既に発表されておりますが、道の駅開業においてコミュニティバスの新たな路線を検討するというので、現状どのようになっておるのか、これについて質問させていただきます。

○議長（後藤正洋君） 山崎君の質問に対する町長、教育長の答弁を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） おはようございます。山崎議員の一般質問にお答えをいたします。

初めに、人口減少と少子化対策に関するご質問についてでございますが、総合戦略で示しております2040年における目標人口は山崎議員ご指摘のとおり2万人と設定しているところではありますが、その年齢3区分別の内訳について申し上げますと、65歳以上の高齢人口は6,000人、15歳から64歳の生産人口は1万900人、ゼロ歳から14歳の年少人口は3,600人として、合計で2万人以上になる見通しを持っております。総合戦略を策定したときにあわせて取りまとめました人口ビジョンでは5カ年ごとの目標人口を定めておきまして、総合戦略の各プロジェクトの施策効果があらわれ始め、人口減少の状態に歯どめがかかるのは2020年と見込んでおります。

その後人口が増加に転じるものと想定しておきまして、2025年には1万6,386人、2030年には1万7,250人の目標人口を見込んでおるところであります。

それから、合計特殊出生率と出生数の低下に対する対策のご質問ですけれども、この部分の対策は人口減少に歯どめをかける非常に重要なポイントであると我々も受けとめております。当別町におきましては、総合戦略の子育て世帯応援プロジェクトのKPIとして、2019年には年間出生数86人という目標を掲げております。このKPI達成のためには、子育て世帯応援プロジェクトで掲げております妊娠、出産、子育て、保育、教育といった子どもの成長過程全般にわたる総合的支援を実施し、安心して子どもを産み育てられるサービスや環境の充実に向けた施策の推進が必要であると考えております。

子育て世代への出産、医療、教育といった切れ目のない支援ということのご指摘に対するご質問ですけれども、妊産婦が安心して出産できる環境づくりとして、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行うために、昨年度から町外の産婦人科へ通う妊婦を支援する妊産婦健康診査等の交通費助成事業、それ以外に妊娠、出産、子育て相談支援事業を実施しておきまして、平成28年度より妊産婦及び新生児に対して保健師や助産師による各

家庭への訪問指導を行っております。あわせまして、生後4カ月、10カ月、1歳6カ月、3歳児の乳幼児健診に加えまして、5歳を迎える全てのお子さんを対象に健やかな成長、発達の確認や育児相談を開始をいたしました。また、出産後の育児サポートの利用促進として、ファミリーサポートシステム事業におきまして会員相互の交流会の開催や会員への無料利用券の配付などにより、これまで以上の利用促進を図るべく取り組んできております。これら妊娠、出産、子育ての取り組みのほかに、幼児教育、保育から義務教育期へのスムーズな移行を実現できるよう、担当部局を教育委員会に一元化し、小中一貫教育につなげていく体制を構築いたしました。今後は、学校給食や幼稚園、保育所の無償化など、子育て応援策の改善に向けて努めていくことが重要であると考えております。また、町にはご承知のとおり医療系総合大学がありますので、北海道医療大学との連携も深めながら、各施策の推進に努めてまいります。

次に、山崎議員ご発議の若い世代への住宅取得支援について、当別町への移住及び定住を促進し、また出生数をふやす上で有効な手法の一つというふうに考えておりますが、支援策の実施時期については、新たな分譲マンションの建設だとか、宅地開発のプロジェクトにあわせるような形で考えていくべきものと判断をしております。

教育費の割合を10%以上にすべきとのご質問についてですが、これは平成27年の6月の議会においても山崎議員の一般質問にお答えをしたと思っておりますが、教育費の充実が必要であるという山崎議員のお考えに私も全く同感であります。歳出の構成比率は、判断要素の一つではありますが、大規模改修だとか学校の統廃合など、さまざまな要因に左右されるという面があります。ここ数年間で一貫教育の導入や電子黒板、デジタル教科書の導入など、教育の充実には努めてきております。児童生徒1人当たりの教育費という観点で見ますと、平成26年度は34万円でありました。27年度に38万円にふえ、28年度は43万円、29年度の予算では47万円と1人当たりの教育費は年々拡充をさせてきております。この1人当たりの教育費という点で、29年度は石狩管内では2番目に高い金額となっております。繰り返しになりますけれども、歳出の構成比率というのは判断要素の一つではありますが、比率にとらわれることなく、今後も教育の向上に向けた取り組みを進めていきたいと考えております。

2つ目の食品ロス削減の啓発についてでございますけれども、食品ロスは議員ご発議のとおり、国内で年間約632万トン発生しておりまして、その約半分の302万トンは家庭から出ているというふうに言われております。この家庭から出てくる生ごみの量について札幌市の消費センターが調査した結果によりますと、約70%が調理くず、さらに約10%がお茶などの食品外の生ごみ、残りの約20%が消費期限だとか賞味期限を過ぎて、手をつけずに廃棄した食品や食べ残しであるという結果が出ております。この結果を参考にしてみますと、家庭内でいかに食材を上手に使い切り、調理方法を工夫するということが食品ロスを減らしていくために非常に有効な方法と考えます。当別町では、コンポストの助成による食品の廃棄削減をする取り組みを行ってきておりますけれども、これに加えて家庭から出

る食品ロスを減らせば、一層生ごみの排出削減につながります。こういったことから、今後食品ロスへの啓発については、国を初め、道や各自治体の取り組みを参考にしながら、町民の皆様に対しまして食品の無駄のない消費を呼びかけ、その結果として家庭ごみの減量にもつながるよう啓発を実施したいと考えております。

次に、災害用備蓄食品に関するご質問ですが、町が災害用として備蓄している食品は、アルファ米、リゾット、飲料水などでありますが、いっときに大量の消費期限切れが起きないように、年次を定めて計画的に配備をしております。こういった消費期限は、それぞれ2年から10年の幅ですが、消費期限切れを迎える前に、町内での防災イベント等において有効に活用しておりますので、食品ロスという点では発生しておりません。

次に、有料老人ホームについてのご質問ですが、現在町内の有料老人ホームは1カ所で、定員数は125名であります。現在の入居者は、109名と確認しております。建物の耐震についてのご質問ですが、施設は平成5年に建設されておりますが、現在の耐震基準を満たしております、耐震についての問題はないということを確認しております。

次に、介護職員の確保と待機者解消に向けての町の取り組みについてのご質問ですが、施設におきましては人材の確保に苦慮していると聞いておりますが、外国人を雇用するなどの工夫をすることで必要な人員を確保しております、入居者へのサービスの提供及び施設の運営に支障を来している状況ではないというふうに確認しております。また、待機者についてですが、現在は居室のタイプを限定しなければ入居できる状況でありますことから、現時点では待機者解消に向けた取り組みが必要な状況にはなっていないと認識をしております。

もう一つ、無届けの有料老人ホームについてのご質問ですが、町内には無届けの有料老人ホームは設置されておられません。

次に、道の駅についてのご質問であります。まず初めに、プレオープンについてであります。直売品の品ぞろえの課題と販売員の研修という側面から、ぜひプレオープンしたいと考えておりますが、ひとえに工事の進捗状況次第になります。現時点では8月末には駐車場も含め完成予定となっておりますので、このまま順調にいけばプレオープンが可能と考えております。

次に、防災拠点としての整備についてであります。吹雪時の待避所としては24時間トイレ、オープン時よりこれの役割を果たすことが可能であります。一方、地震等のほかの災害時に必要となる機器や物資は、今後の道の駅の入り込み状況等を踏まえ、順次整備していくこととなります。

それから、従業員の確保と事前の研修についてであります。経営に携わる職員は既に確保しております。それ以外の販売員や事務員については、既に一部募集をしておりますし、今後募集する方々の要綱も既に準備が整っております。また、職員研修は、独

自で実施するもののほかに、一部の企業からの協力もあり、計画どおり今準備を進めているところでもあります。

また、9月以降のイベント計画についてのご質問ですが、現在検討しておりますイベントとしては、グランドオープン時の姉妹都市名産品フェア、あるいは10月のレクサント市の訪問に合わせた北欧フェア、あるいはクリスマスフェアだとか正月フェア、バレンタインデーなどの季節催事を想定しております。

次に、姉妹都市のPRと商品確保の計画についてであります。商品確保は宇和島市からミカン類や魚類、大崎市からは酒類や菓子類などの販売を目指し、今詳細を詰めているところでもあります。そのPRは、パネル展示などを予定しているところでもあります。

また、クレジット及びポイントカードの導入についてのご質問ですが、クレジットカードについては導入を予定しております。また、ポイントカードについては、マネーチャージ方式のポイントカードが有効と考えておまして、現在検討を進めているところでもあります。

なお、答弁いたしました事項の中で、従業員、イベント計画、クレジットなど道の駅の経営に関する事項については、今後株式会社tobeにおいて決定してもらうことになっていきますので、申し添えさせていただきます。

もう一つ、コミュニティバスの新たな路線についてのご質問ですが、今回の新路線は西当別道の駅線と名づけまして、石狩太美駅と道の駅間の往復に加えまして、スターライト地区、太美西地区をも経由する路線といたしました。1日8便程度として、ことし9月の道の駅開業に合わせ、実証運行が開始される予定であります。これにつきましては、関係する町内会等と十分協議の上、来月開催されます当別町地域公共交通活性化協議会において最終決定後、町民の皆様へ周知を行いたいと考えております。

以上、私からの山崎議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（後藤正洋君） 教育長。

○教育長（本庄幸賢君） 山崎議員の一般質問にお答えいたします。

最初に、学校給食での食品ロスの現状とその対応についてのご質問ですが、学校給食での食品ロスにつきましては、大まかに児童生徒による食べ残し、それから調理過程で出た調理残渣に分けられます。そのうち本町の児童生徒の食べ残しにつきましては、正確な数値を持ち合わせてはおりませんが、平成27年度に公表されました国の調査結果によりますと、児童生徒1人当たり年間7.1キログラムとなっておりますので、当別町も同程度の数値になっているものと推測しているところでもあります。学校から給食センターに戻ってきました食べ残し、それから調理残渣につきましては、給食センター内に設置のトルダスと呼ばれる処理装置で高温好気性バクテリアによって分解処理しているところです。

次に、学校教育の中で食育、環境教育を通して食品ロス削減についてどのような指導をしているのかとのご質問ですが、学校では食に関する指導の全体計画を策定し、学校全体で食育に取り組み、その中で食品ロス削減についても取り上げているところです。

具体的には、家庭科や生活科などの教科での指導、給食時間や学級活動などの特別活動の時間を活用しての指導、栄養教諭による食育に関しての特別授業や給食だよりによる啓発、給食センターの見学、学校菜園での野菜栽培や収穫体験など、多くの取り組みを通して職の大切さを学び、食品ロス削減についても指導しているところです。食べ残しを少しでも減らしていくために、給食を提供する際の調理方法やメニューの工夫を含め、児童生徒に食べるということは動物や植物を問わず命をいただくこと、だから感謝を忘れず残さずに食べるという心を身につけさせて、食べ残しのない給食をこれまで以上に目指してまいります。

以上、山崎議員の一般質問に対する答弁といたします。

○議長（後藤正洋君） 再質問を認めます。

山崎君。

○4番（山崎公司君） まず、人口減少と少子化対策について再質問させていただきます。

先ほどの人口の目標というのがございました。生産年齢の人口を拡大することによって、人口バランスのよい肩車型の人口構成というのが目標とされると思いますが、活動人口をふやして人と人とのつながりができれば、地域は元気になります。住民の健康寿命も私は延びていくと思います。

先ほどの中で総合戦略の件でちょっと質問させていただきます。総合戦略については、14のプロジェクトの中で2019年までに到達することが最大の目標で行政も動いておりますが、これを私は重要と考えておりますが、この見解をお伺いします。

同時に、人口減少の課題に向けて4つの大きな目標がございますが、今後行政としてどの部分を重点的に進めようとしておられるのか、それについてもあわせてお伺いします。

○議長（後藤正洋君） 町長。

○町長（宮司正毅君） 今のご質問の人口減少に歯どめをかけて、2万人の目標人口まで増加させていくためには、議員おっしゃるとおり総合戦略の実現が不可欠であります。それには、今おっしゃるとおりKPI、これを達成させることであります。ですから、各プロジェクトでのKPIの中に非常にハードルの高いものもありますけれども、それを諦めることなく、達成に向けて全精力を傾けていく、これしかないというふうに思っております。

それから、4つの基本目標の中で何がというお話でございますけれども、これは全てに関連していますので、双方に。ですから、その中でこれだけとか、これとかいうよりも、やっぱり全面的に重点的にやっていかなければいけないと思っております。そうしないと人口減少への歯どめというのはまず難しいかなというふうに考えております。企業を誘致して雇用をふやして、そして消費をふやしていく、いわゆる産業力の強化を図るために、まず道の駅の建設で私が申し上げているもうけるまちづくり、これへの起爆剤となる、こういった取り組みを推進しました。次の目標としては、これまでの取り組みをさらに深めました幼保小中高、こういった一貫した教育を目指して、まず小中一体型の学校を建設す

ること、それから図書館などの公共施設を合築した形での役場庁舎の建てかえ、こういった方向性を定めていく。そして、子育て、教育、福祉のサービスの充実を図って定住者をふやしていく。出生数をふやす取り組みというものを何としてもやっていかなければいけませんので、それを積極的に進めていきたいと、こういうふう考えております。

今ご質問のあった点についてはお答えできましたでしょうか。

○議長（後藤正洋君） 山崎君。

○4番（山崎公司君） こういう人口減少の中で、私は学生時代経済学とか貿易論を勉強しておったのですが、古く言えば、例のマルサスの人口論というのがあります。要は食料があるところに人がふえますと。それと、その100年後にケインズという人口論が出ております。この人は、人口減少によって相当経済に影響しますということですが、最近国内で経済成長、人口は減ってもいいのだと、人口減少が進んでもある程度イノベーションで経済は衰退しないのだという考えがあります。私は、この当別町では行政が今2万人と言っておりますが、とにかくそれに近づけるべく絶対人口の増加というのは必要だという認識です。ただ、心配しておりますのは、基幹産業である農業が今550世帯が10年後には半分になるという話もよく聞きます。後を継ぐところが80件ぐらいしかない。いずれ減っていくということ。それと、人口が減ることによって、今やっております小中一貫、そういったものにも、せいぜい50人ぐらいずつしか生まれなければ非常に先の見通しが厳しい環境にもなります。ですから、もう一度確認しますが、行政としては2万人に向かってやるという意気込み、それをもう一度確認させていただきます。

○議長（後藤正洋君） 町長。

○町長（宮司正毅君） 今おっしゃったケインズ、あるいはもう一人どなたでしたっけ。経済の活性化のためには消費ということが非常に重要なポイントで、これは消費がふえないと経済は発展しない。GDPの約70%ぐらいは先進国においては消費からきております。ですから、町内の経済循環を高めるためには、やはり消費をふやす。それには人口の増加ということが絶対的に必要だろうというふうに思っております。人口増加というのは、経済面だけではなく、それ以外でも非常に重要なポイントがあります。それは、もう既に整備したインフラ、2万人以上のベースのインフラを維持していくためには、人口減などが出てきますとインフラの維持に係るコスト、いわゆる1人当たりのコストがふえてくる。要は1人当たりの負担がふえてくることになりますので、ですからこれはどうしても避けていかなければいけない。それから、人口がふえればやはり活気のある町になりますし、また多様ないろんな教育、文化を持つ町にしていく、これは人口がふえればそういうことに広がっていきますので、それが行政の効率を高めていく。これまで以上に行政サービスを充実させていく、これには人口の増加というのは一番大きな効果というふうに私は理解をしております、これを進めているわけでありまして。

○議長（後藤正洋君） 山崎君。

○4番（山崎公司君） 先ほど子育て世代についていろいろと答弁いただいております。

先日、4月も我々議会報告会というのを当別、太美でやりまして、子育て世代の方からいろんな要望が出ております。行政のほうにも提出済みですが、いろんなことでお話ありますが、ちなみにこういった情報もお話ししておきますが、先日私、日経新聞と日経BP社が共稼ぎ世帯向け情報サイト、日経デュアルという自治体の子育て支援体制の調査結果をまとめた本があるのです。たまたまこれをちょっと見ましたら、岡山県の奈義町、6,200人ぐらいの町です。積極的に子どもを育てやすい町のいろんな取り組みをしております。2005年1.41であった合計特殊出生率が2014年2.81になったということで、非常に話題になっております。この内容を簡単にちょっとお話しし、参考にしてほしいと思います。

まず、第1子に10万円、第2子に15万円、第3子に20万円の出産祝金を出しております。それと、不妊治療助成として、県の助成を引いた額の2分の1以内で20万円を限度に助成しております。それと、不育治療助成です。不育症と診断された夫婦に1年間の治療費30万円を限度に助成しております。それから、乳幼児及び児童生徒医療費の助成として、高校生までの子どもの医療費のうち、保険診療に係る自己負担分全額、入院、通院とも負担すると。それと、保育料の多子軽減ということで、保育料は第1子を国基準の55%、第2子は半額、第3子以降は無料。それと、町内に住宅を新築、購入する人に最大50万円を交付ということで、このような小さな町ですけれども、6,200人ぐらいの町ですけれども、積極的に人口減少に歯どめをかけて、子育て世帯に力を入れているという例です。それと、同じ管内で、50万円を助成する制度というのを北広島市が2014年に導入しております。札幌や千葉県など、市外から170世帯622人が転入しているということが新聞報道されています。それと、ふるさと納税で今道内2位の上士幌町、こども子育て、少子化対策に積極的に活用して、ご承知と思いますが、28年の1月から今年度4月まで、プラス66人、これも人口5,000人の町ですが、人口減少に歯どめをかけたと、これも報道されております。特に札幌方面からの転入者、子育て世代が多いということです。これも参考にさせていただきたいなと思います。

それと、生ごみの件ですが、これについて18年の4月から減っておるわけですが、1件当たりの数量というのがふえているのですよね、ずっと見ますと。ですから、その辺のところの減量対策について行政はどのように指導を今しておるのか、それをお伺いしたいと思います。

○議長（後藤正洋君） 町長。

○町長（宮司正毅君） 日経の記事、我々もところどころ目を通しておりますので、そういった対策がとれば、本当は可能性はありますけれども、それについてはお答えしなくてよろしゅうございますか、参考にさせていただきました。

生ごみの件ですけれども、当別町では生ごみと可燃物を分別して排出しておりませんので、生ごみ単独で数量がどのくらいになっているかというのはちょっと把握していません。それで、他の市町村のごみの割合を参考に試算しますと、家庭ごみのうち約30%が生ごみといった結果が出ているようでございまして、こういった割合をもとに当別町の排

出量を算出すると、今総排出量は2,800トンでございまして、約840トンの生ごみが出ております。これは試算ですけれども、これの対策については、資源ごみを除く一般ごみの排出量、これは一応年々減少しているというふうに私たちは捉えておりますけれども、28年度の数量を10年前と見ますと11%減少しています。ですから、過去5年間においてもたしか4%程度減少しているというふうに私たちは捉えております。あとこれを減少させる仕組みとしては、先ほども申し上げたコンポストの助成による家庭ごみの減量化、あるいは古着などの回収だとか、小型家電の回収、それから以前はごみとして捨てられていた紙類だとか缶、瓶などの資源化を実施してまいりまして、我々はこのことは引き続き継続してごみの減量化を推進していきたいと思っております。我々としては減ってきているという了解をしているところであります。

○議長（後藤正洋君） 山崎君。

○4番（山崎公司君） ごみの件ですが、これは資料を確認しましたら、資源ごみを除く家庭ごみの量の目標値というのは1日480グラムということで設定されていると聞いております。平成20年が589グラム、26年は653グラムということで、いろんな形で協力していかないとふえていくなど。減少はしているものの、全体の減量になっておりますけれども、こういう数字であるということで私聞いております。

もう一つ、生ごみの件で質問します。生ごみの利活用、肥料化、堆肥化、バイオマス化、こういう検討はないのか伺います。

○議長（後藤正洋君） 町長。

○町長（宮司正毅君） 生ごみの利活用の検討は、これを燃やすのではなくて堆肥化ということで有効に活用するとごみの減量化につながっていきますので、ぜひそれは進めていきたいというふうに思っております。一昨年、町民主導で有機性廃棄物についての勉強会が立ち上がりました。これの勉強会と連携をしながら、これからもその利活用について検討を進めてまいります。

それからまた、昨年はワークショップとかセミナーなどを開催して、ごみ処理とリサイクルの啓発を行いながら、当別町の将来の廃棄物のあり方について町民や関係機関との議論を進めてきております。ですから、こういった勉強会を、特に民間主導でやってくださっていることもあって、これとよく連携をして、当別として何が最も有効的なものなのか、有機性バイオマスというものにつながるのか、これから検討して進めていきたいと思っております。

○議長（後藤正洋君） 山崎君。

○4番（山崎公司君） 今町長のほうから前向きにいろいろと検討されるということで、私も生ごみの件については町民と一体となっていろいろと検討していかないといけない案件だと思っております。ちなみに、生ごみの循環事業をやったときの効果というのは、私調べた範囲ではこういうふうになっております。ごみの重量がまず半減する。それから、地域ぐるみの協働事業、それから地域農業への貢献、ごみ処理費の削減、地域雇用の創出、



そういったことが考えられます。ぜひ生ごみの件については前向きに検討していただきたいと思います。

もう一つ、参考までに申し上げておきます。札幌市が飲食店の食べ残し削減策としてこういったことをやっているみたいです。宴会とか会食の食べ残しを減らすために、2510スマイル宴というのをやっています。2510というのは、にこっとスマイル宴というのを推奨して、27年度から食事開始後25分と終了前10分間は料理を楽しみましょうと、たくさん残っているテーブルから少ないテーブルに料理を取り分けましょうと。それから、リーフレットも作成して、飲食店の協力。ですから、この当別町も商工会経由で、あるいは行政からこういう関係に有効に、食べ残ししないように、そういったことと、ごみのパンフレットには食べ残しの生ごみについての対応、その辺も1行でも入れればいいなと思っております。

最後に、道の駅について質問させていただきます。先ほど現状をいろいろとお話をお伺いしました。とにかくいろんな方が期待しておるわけですが、道の駅オープン時には姉妹都市の方が相当来られると思います。これはもう3カ月前ですので、招待客の対応について現時点でどのように考えておられるのかお伺いします。

○議長（後藤正洋君） 町長。

○町長（宮司正毅君） グランドオープンの際の姉妹都市ということでございますが、その招待客については現時点で具体的な内容はまだ決定しておりません。ただ、姉妹都市の方々ですと結構遠くから来られますので、前日にお越しいただかないとなかなかこれに参加していただけないことが考えられますので、姉妹都市と交流のある町内の団体等がありますので、こういった内容もよく含めて検討していかなければいけないと思っておりまして、現状ではまだ、最終的にどうそれを取り込むかということについての具体的な方策を今ここでお伝えできる状況にはありません。

○議長（後藤正洋君） 山崎君。

○4番（山崎公司君） もう一点、道の駅の件でお話しいたします。私は、この5月にちょっと機会がありまして、宇和島の道の駅、それと大崎の岩出山の道の駅を見る機会がございました。同時に、この5月の時間のあいているときにニセコ、伊達、それと空知方面の10カ所ばかり回ってみました。久しぶりに年末以来回ったのですが、やっぱり跛行現象です。見ていて、いいところと悪いところと、非常に今の時期でも出ています。人気のある店とかうまくいっている店というのは、我々ファンが行きますと大体わかりますよね、ぱっと。それはどういうことかといったら、まず商品の陳列のうまさ、それと従業員のやる気、スピード感というのがわかります、入りましたら。ですから、そういう意味で、先ほど言いましたように従業員の研修というのは非常に大切だと思っております。それから、テークアウト、商品が豊富、あるいは目玉が必要だということですが、リピーターをつなげる意味で今以上に、いろいろと検討されていると思いますが、私も回っていて特にそういう印象です。

それと、先ほど姉妹都市のPRというところで質問させていただいたのですが、宇和島に行って感心いたしましたのは、宇和島と当別がどういう関係かということを書きっちり書いてあります。伊達つながりであると。あれは、当別においても入場者の9割方は、当別と大崎、岩出山あるいは宇和島が関係あるということは大体知らないでしょう。ですから、その商品を置くのだったら、当別と岩出山、それと宇和島がどういう伊達つながりであるかということを書きっちり。宇和島に行って感心したのは、本当に詳しく大きく書いています。そこに商品置いてあります。ですから、当別も姉妹都市のPRというか、関係を入場者の方にはっきり、ああ、そうだったのかと、だったらいろいろと親戚もあるし、こういったことをPRしようかとか、いろんな形の前向きな取り組みになると思いますので、大きさの大小はともかくとして、そういったこともぜひ道の駅の中に掲示していただくようお願いしたいと思います。

それと、最後に1点、先ほどの老人ホームの件なのですが、人口が高齢者がこれだけふえてきているのですけれども、現状の対応というか、数、定員、この辺のところは大丈夫かなというふうに私思っておるのですが、行政としてはどのように捉えておられるでしょう。

○議長（後藤正洋君） 町長。

○町長（宮司正毅君） 今後高齢化が進んでまいりますので、高齢の方の住む場所というのは十分確保していかなければいけないわけでありまして。ただ、有料老人ホームだけではなく、サ高住と言われてますサービスつき高齢者住宅、あるいは介護保険施設、こういったもの、あとは高齢者の住居の環境の整備を全体的にそういったものを全部捉えて対応していかなければいけないと思っております。ですから、今介護サービスを含む当別町におきます施設の整備については3年ごとに策定することにしておりまして、当別町介護保険事業計画というものをつくっております。この中で、将来の高齢者数の推計をベースにして、必要なサービスの量、あるいは施設数の見込み、こういったものを想定して計画的に施策を進めてまいりたいと思います。今でも5,000人を超える高齢者の方がおりまして、2040年、仮に、先ほどもご説明しましたけれども、6,000人の高齢者というものがここに滞在されるという前提になっておりますので、それに合わせた施設、有料、介護、あるいはその他のそういったものを織り込んで、計画の中で3年ごとに計画を見直しながら進めていきたいというふうに思っております。

医療大学と実は今いろいろと進めておりまして、医療大学との連携でいろんな形で医療の面、介護の面も含めた応援が得られるような形に今進んできておりますので、これも我々の計画の中にしっかり織り込んで、高齢者が非常にいい生活ができるような環境づくりを目指していきたいと、こういうふうに思っております。

○議長（後藤正洋君） 以上で山崎君の質問を打ち切ります。

暫時休憩します。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時02分

○議長（後藤正洋君） 再開します。

次に、通告2番、渋谷君の質問であります。質問は、一問一答方式で行います。

渋谷君。

○6番（渋谷俊和君） 議長の許可がおりましたので、私の質問をさせていただきます。大きく分けて2つの項目についてきょうは質問したいと思います。

最初に、さきにかどうか、5月26日行われた当別町の行政推進員協議会の会議の点について質問したいというぐあいになります。当別の行政を円滑に進めるためにも、行政推進員の皆さんの協力というのは極めて大事な位置づけになっていると、町もそのように位置づけて対応しているというぐあいになります。とりわけ町の広報紙やそのほかのいろいろなご案内やいろんな文書について、町内会長が多くは兼任している40人の行政推進員の方たちの力を全面的におかりするという形でスムーズに運営されるように、また町内会に入っていない人たちにもきちっとそういったものが伝わるような仕方で進められているというぐあいになります。報酬は出ておりますけれども、しかしそれ以上のたくさんの業務を進めているという点では本当に敬意を表したいというぐあいになります。さて、質問の項目にも載せておりますが、5月26日開催された今の推進員会議の問題ですが、参加された町内会長の方から何人かから質問受けておまして、そういったことも頭に入れて質問したいというぐあいに考えております。

1つは、毎半年に3回か4回開いていると思うのですが、この時期も開いていると思うのですが、今の時期に開いた目的は何かという問題。

2つ目は、出席者は何人だったのかという問題。

それから、話された内容、多岐にわたると思いますが、どのような内容について話されたのか、重立ったものだけでも結構ですけれども、教えていただきたい。

それから、参加された推進員の方から質問等があったと思うのですが、例えば推進員の方が、町長選挙ありますけれども、町長選挙の候補の事務所に行ったり、出入りしたりしたらどうなのだという質問があったようであります。その中の一つですけれども、その点では生々しい話は後でという形で、町長以下幹部の人が引き払われた後にその話。結果的にはそれに対する答えは出なかったようですけれども、そういう質問もあったというような意見もあります。

それから、5番目には、説明に当たった担当者、総務課長だと思いますけれども、選管の事務局も兼ねているのでという形で発言されたようであります。その中で渡された資料の中に、29年の5月26日、行政推進員連絡協議会の資料として渡された中に、行政推進員制度についてと、この制度の目的や内容について書かれているのですが、その中に、行政

推進員というのは非常勤特別職の地方公務員となりますと。身分上の制限として、守秘義務及び地位を利用しての政治活動の制限等がありますと。地方公務員法第3条第3項という形でこういうものが出されております。私は、その中で第4条には何が書かれているかということでちょっと調べてみたのですが、第4条には、その2項では、この法律の規定は法律の特別の定めがある場合を除くほか、特別職に属する地方公務員には適用しないという形で書かれています。行政推進員というのは臨時の特別職に当たるというぐあいに位置づけられていると思いますが、そういった点、地方公務員法の第4条1項、2項を含めて、そういったものもあわせて説明なり資料として渡さないと、参加した推進員の方たちが牽制的に受けとめられるというか、そういう中身でないか、ましてや選管兼ねているという形で発言されたということになると、非常に違和感があるというような意見も中にはありました。問題は、こういった資料、この関係、第4条等の資料を載せなかったのは、あるいは説明しなかったりしたのはなぜか。そういった点お聞きしたいというぐあいに思います。

それから、6番目については、町長選のあるこの時期ですけれども、毎年開いてきているという関係もあって、今回だけ特別ということではないと思いますので、先ほどのこの時期に開いた目的はとの関連で重複するかと思いますので、わかる範囲でそこをお願いしたいと思います。

それから、最後ですが、参加した推進員の中には、先ほども言ったようにそういった疑問を感じている人もいるわけです。この点については、町としてどんなぐあいに考えているかという感じです。この点もお伺いしたいというぐあいに思います。

これが大きな1番目であります。

それから、大きな2番目、宮司町政の4年間の評価についてお伺いしたいというぐあいに思います。それまで3期12年続いた泉亭町政の後を継いでやられたわけでありまして。僕も泉亭町長、宮司町長と選挙で戦った関係もありますから、思い出すのですが、私は泉亭町長との関係でいえば、トップダウン町政ではないかというぐあいに厳しく批判をしました。それに比べて、宮司町長は民間の企業の出身ですから、そういった点では非常にソフトで、民間の企業も誘致してくれるだろうと、こういう大きな期待が町民の皆さんの中には広くあったというぐあいに思います。

まず、評価の問題の前に、宮司町長のいろんな施策や実行されたことありますが、3つぐらい私も同意したものもあります。例えば原発問題ですけれども、余り過度に依存しないエネルギー対策、このことが大事でないかという問題や自然再生エネルギーの利用促進という問題、それから札沼線、医療大学から向こう側の廃止問題なんかについてもほかの3町村とあわせてその路線の廃止の反対の運動を一生懸命やっているなどについては、大いに評価できる面もあるかと思います。そのことを前提にして私は、まず町長は当選した後25年の9月の議会で所信表明がされました。この所信表明の基本姿勢の中身から、主にどうだったのかということを取り上げております。

まず、町の優位性を存分に生かした施策の展開です。書かれております。優位性、何か、人口200万の札幌市に隣接しているという問題や豊かな自然、田園風景広がるそういう空間、素晴らしい住環境。私も全くそう思います。それから、経済活性化の潜在能力、ポテンシャルを大いに生かした中身と、こういったものを生かしながら成果を上げていきたいということなのですが、この点について生かした成果としてはどういうものがあるのかということをお答え願いたいというぐあいに思います。

それから、2つ目には、守りの町政から攻めの町政に転じていく、こういう言葉、視点が変われば、見方が変われば大きく変更していくということともつながると思うのですが、こういった形で町の優位性を生かしたものと関連もしながら攻めの町政をやるということだったのですが、結果として多くの町民が宮司町長に期待した町民による起業はどうだったのか。道の駅のような町が主催するような中身でふえるとか、ふえないとかではなくて、町長が言っていた企業を持ってくると、企業を起こすという点での結果としてどうだったのかということをお聞きしたいと思います。

それから、2つ目には、外からの企業誘致、これによって産業の活性化を図り、町の収入源をふやす施策、すなわちこれが守りの町政から攻めの町政に転じる。なかなか素晴らしいことだと思いますが、この点で具体的な成果はどうだったのかということをお伺いしたいというぐあいに思います。

それから、3つ目ですが、視点や物の見方を変える。このことをできれば、本当に期待に応える町政、役場ができる。町長は、町民が何を望んでいるか、その望みをかなえるにはどうすればいいか。できないことから言うのではなくて、まずどうしたらそこに近づけるのか、こういう職員への挨拶含めて、そして町民の生活の質の向上に向けて役場が一緒になって知恵を出し合う、そんな役場にしていきたいということを言っておりました。結果として、この4年間、そういった意味で、先ほども言っていますが、企業誘致の問題、あるいは図書館もつくりたいということをおっしゃっていた。その図書館の設置の問題、新しいそういった事業に前進はあったのか。また、長年放置されてきた町営住宅の改善、こういった住民の生活や暮らしそのものについての根本的な改善できたのかという問題。それから、先ほども山崎議員も言っておりましたけれども、子育て中の家庭への援護策、支援策、そういったものをもっともっとやられればもっともっと素晴らしい町になると思うのですが、こういった点はどうだったのかという問題。

最後ですが、さらに道の駅で稼ぐ町、さっきも答えで言っておりました。稼ぐという以上は損することもあるというぐあいに私は思うのです。問題は、もうかったらいいけれども、損したらどうするのか。民間の企業であれば、出資者だとか経営者が責任をとればそれで済むことです。しかし、町がそういうことをやる場合に、町長が、あるいは町が。結果的には町民の税金にはね返ってくる、負担がはね返ってくる、そういう状況はどうなのだろうかということ。稼ぐ町、稼ぐ道の駅と一生懸命宣伝しておりますけれども、本当にそれはそういうぐあいになるのかと聞いても、今までの答弁ではやってみないとわからない

いという言葉もよく町長の答弁からはね返ってきました。しかし、それでは、今の多くの町民の方が不安でしようがないという声が多いです。そういった点で、町長の決意というか、そういったことを含めて見通し、腹づもり、あるいはそういう場合の責任のとり方含めて今の考えをお聞かせ願いたいと思います。

以上であります。

○議長（後藤正洋君） 渋谷君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） 渋谷議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、行政推進員会議の目的、出席者数に関するご質問、簡単なところからお答えいたします。行政推進員会議は、町行政からの報告事項を各推進員へまずお知らせするとともに、各推進員からの質疑を承るということで、毎年度5月、10月、1月の3回開催をしております。直近では5月26日に推進員40名のうち39名が出席して開催をしております。

次に、行政推進員会議でどんな内容の話をしたのかというご質問ですけれども、まず今回の会議においては町側から推進員に対しまして11件の報告事項をお知らせいたしました。その主な内容は、まず4月1日付の町職員の人事異動、それから町長選挙の日程及び投票所借り上げなどのお願い、レクサンド市との姉妹都市提携30周年事業計画、あるいは北海道医療大学との連携事業、また道の駅の進捗状況、小中一貫教育等々であります。

次に、推進員からの質問の内容なのですけれども、主なものとしては、阿蘇公園の出入り口箇所の開放に関する要望、それから町内の地下水の使用状況、要は水道を使わないで地下水どれだけ使っているのかとか、西当別地区の企業誘致の状況、あるいはメガソーラーの発電状況、それから後ほどご回答するところですが、行政推進員の選挙活動に関しての質問や意見というものが出されました。

次に、推進員から質問がありました選挙活動に関する件につきましては、その場で担当のほうから回答を差し上げたことに加えまして、実は行政推進員会議終了後に行われました行政推進員が会員となって組織しております、そして運営している団体で当別町行政推進員連絡協議会というのがありまして、その連絡協議会の総会後に、協議会の事務局であります町の総務課のほうから資料、先ほど渋谷議員がお見せになっていた行政推進員制度について、これを用いて説明をしておるわけであります。地方公務員法の第4条第2項では、行政推進員のような非常勤特別職の公務員はこの法律の適用外である旨の規定があるにもかかわらず、選挙活動の地位利用の禁止を説明しながら、その適用外となる旨の説明をしないのは不適切ではないかというご質問を今されましたよね。要はこの法律の適用外であるという規定があるのに、それに基づいた地位利用の禁止を説明しているけれども、それは不適切ではないかというご質問だったと思いますけれども、確かに地方公務員法においては非常勤特別職は政治活動等の制限について適用外となりますけれども、実は選挙活動の地位利用については公職選挙法第136条2というのがありまして、読みますと、国もしくは地方公務員、または行政執行法人、特定地方独立行政法人の役員もしくは職員は、

その地位を利用して選挙運動することができない旨規定されております。行政推進員は地方公務員法で規定します非常勤特別職の地方公務員でありますので、同法の第4条第2項にもかかわらず、公職選挙法において地位利用の禁止規定の適用はされるものになります。ですから、議員ご指摘のように、配付した資料には地方公務員法の第4条第2項の規定だけがあって、4条も書いていないではないかというお話でございます。ですから、これから、公職選挙法の136条の2ということについても明記されていなかったのも、非常にわかりにくくなっているということで、渋谷さんのご指摘をしっかりと捉えて、もともと記載のある第3条の第3項、これは地方公務員法です。これに加えて、今の公職選挙法の条文、それからもう一つの第4条のほうもしっかり追記をして皆さんにご説明をするように改善をしていきたいというふうに思っております。

説明の際に各推進員に配付された資料というのは、今回何か意図があって変えたわけではなく、8年前から毎年使用されているものでありまして、決してことしに限って特別に書きかえたものではないことを申し添えさせていただきます。

繰り返しになりますけれども、行政推進員の身分は公職選挙法による地位利用の禁止規定に該当しますので、推進員の理解が深まりますよう、丁寧な説明にもこれから引き続き努めていきたいというふうに思っております。ですから、毎回町長選のあるこの時期に行政推進員会議を開いてこの説明してきたのか、それから参加した推進員の中には地元町内会長をしていた町長候補者への牽制と感じて、疑問を抱いている者もいるというようなご質問がちょっとありましたけれども、これは前段にも申し上げたように毎年5月、10月、1月と定期的開催しておりますし、推進員制度の説明も今申し上げたように毎年同じ資料に基づいてやってきたものということでもあります。繰り返しご理解をいただきたいと思っております。

それから、行政推進員会議での質疑応答や行政推進員連絡協議会の総会後に行われた協議会事務局からの説明では、それぞれの行政推進員がその言動によっては皆ひとしく法に抵触する可能性があることについて注意喚起をしております。こういった説明が牽制というようなことにはちょっと考えにくいかなというふうに私は理解をしております。

それから、宮司町政の評価について、自然エネルギーの件とか札沼線の件ではご理解をいただいたようでございます。その施策については、自分のことですから、余り公の場で俺はこれやったぞなんていうお話はしたくないのですけれども、ご質問がありましたので、今までの施策の展開について少々説明をさせていただきます。

まず初めに、ここにおられます議員の皆様のご理解とご協力、そして後ろに控えています役場職員の企画力と行動力によって、町の優位性を生かした幾つかの事業展開を図ることができました。主なものを具体的に挙げますと、まず1番目には、北欧の風道の駅とうべつ、これを完成までこぎつけたことでもあります。2番目に、当別町農業10年ビジョンを策定しまして、もうける農業への目標を設定して、その実現に向けた取り組みに着手することができたこと。3つ目に、小中一貫教育を導入して優位な教育環境システム

を取り入れたこと。それから、4つ目に、ふるさと納税の大幅な増額によって町の製品の町外へのアピールとともに、生産の拡大による雇用の増加など、町内経済の好循環につながり、また教育、福祉の町独自の施策にふるさと納税の財源を活用できたこと。5つ目に、再生可能エネルギーの事業として太陽光発電プロジェクト、これを3件、木質ペレットボイラーの導入を促進して、町に固有のバイオマス施策の活用につながる道筋をつけることができたことなど、民間の方も木質ペレットを使うというアパートの経営なんかをしてくださっております。具体的に挙げられる成果では、これが成果かなというふうには私としては思料いたすところであります。

それから、町民による起業についてのご質問ですけれども、食品加工業、石材業、飲食業など計9件の起業を今把握しております。中身は、申し上げてもいいのですけれども、長くなりますので。9件、そしてそのうちの2件は実は町外からこちらに移ってくださった方の起業になっております。例えばジビエ工房とか、飲食店ではラムラムだとか、ベジフリークスだとか、ネパールカレーとか、そういった幾つかのもの、全部で9件来ております。

それから、企業誘致による産業の活性化というご質問ですけれども、企業誘致の具体的な成果については、ことし4月に蕨岱に日通商事株式会社によるメガソーラー発電所の誘致が実現をいたしました。それから、昨年9月には樺戸町にオープンしましたホームセンターコメリ、ことし8月には太美にオープンを予定しておりますホームマックニコット、こういった誘致が挙げられます。再生可能エネルギー施策の推進に大きな弾みをつける誘致を実現したというふうには日通商事の件は思っておりますし、また町民の生活利便性の向上、町内での経済環境といった意味では大きな意義があるというふうには私は考えております。それ以外にも、今食品加工業を初めとして複数の企業と現在進行中のございまして、誘致の協議を進めております。それから、先日新聞にも発表されましたけれども、北海道ドローン協会が運営しますドローン練習場が当別町内に開設したことに伴いまして、関連企業や研究機関など新たな産業の誘致も期待できると考えております。

それから、新しい事業に前進はあったのかというご質問ですけれども、先ほど申し上げました事業のほかに再生可能エネルギーの事業としては、町とバス運行業者で設置しました下川町の太陽光発電施設の売電益をコミバス事業に還元する事業、また総合体育館にペレットボイラー、太陽光パネル及び蓄電池を設置して、さらにはアリーナのLED化も実施いたしました。このように、日通商事におけるメガソーラー発電所の誘致を初めとして、我が町の新たな施策として取り組んできた再生可能エネルギーの前進というものについては着実に前進を続けていると考えているところであります。そのほかにも、子ども発達支援センターの建設や社会体育施設の指定管理制度の導入をいたしましたし、それから町民の利便性向上に資する新規の事業を実施しております。福祉関係にもこういった事業が実施されております。もう一つ、町営住宅についてのご質問ですけれども、これは長寿命化計画に基づくもみじ団地の入居者移転、解体など、こういったものを前倒しして実施をしてき



ました。それから、維持管理につきましても、屋根の塗装などの修繕を初め、必要箇所の補修は恒常的に行ってきました。また、加えて、計画にはありませんでしたけれども、緊急的なものを含めて、住民の皆さんのご要望に応じて改善も進めてきたつもりであります。これについては、渋谷議員が我々に対する適切なアドバイスをいただいたというふうに理解をしております。

最後に、道の駅に関するご質問ですけれども、これは今まで議会で繰り返し、繰り返し答弁をしまいましたが、道の駅は当別町の産業発展の起爆剤になるものでありまして、町の経済を底上げする事業になるものと私は確信をしております。そうならないときはどうするのだと渋谷議員はおっしゃいますけれども、私はそうするためにはどうするかの視点であらゆる角度から精査し、計画づくりを進めているところであります。今後も道の駅の目的達成に向けて、断固たる決意で事業を進めてまいります。

多少舌足らずかもしれませんが、以上で渋谷議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（後藤正洋君） 渋谷君。

○6番（渋谷俊和君） 答弁ありがとうございました。

まず、最初の点ですが、行政推進員会議の件ですが、町長が答弁された中身自体は全くそのとおりでというぐあいに思います。私が指摘したいのは、例えば4条の3項の件だとか、それから地方公務員法のかかわり合いだとか、いろいろそういったことについても資料を添付するなり、一言言い添えるなりしてやれば、その関係が明確にわかるというぐあいに思うのです。ですから、そういった点、ただ3条の3項で特別公務員ですと、公務員はいろいろ規制があるのですということだけでは適切なものではない。選管事務局も兼ねているのでということになりますと、なおさらそのところは丁寧に誤解のないような形で説明するということが必要でないかということです。

それから、資料等についても若干そういったことをきちっとする必要がある。情報公開、特に個人情報の守秘義務の関係なんかも、個人情報の関係と別な法律の関係がそこへ絡んでくると思いますので、説明する方が全部同じような形でやるというよりは、そういった区別と関連含めて資料等々、明確に話しする必要があるのではないか。その点改めてそういう場をつくる、あるいは資料を提供するとか、そういった意見も踏まえて、もしあれば聞かせていただきたいと思います。

○議長（後藤正洋君） 町長。

○町長（宮司正毅君） 先ほど答弁でも申し上げましたし、今渋谷さんからのご指摘は、誤解を招くようなことがあってはいけないので、皆さんにしっかり認識していただくことが必要だと思いますので、しっかりとそういった関連資料を添えて皆さんにこれから説明させるようにしようと思っております。それについてはいささか私も、確かにあれだけ見るとそういった誤解を招くかもしれないということで、こういったご質問を受けた段階で関係部局と十分に打ち合わせをいたしました。

○議長（後藤正洋君） 渋谷君。

○6番（渋谷俊和君） ぜひそういう形で誤解のないようにお願いしたいということと、もう一つは、その中である行政推進員の方が質問して、そういう生々しい話は後でということでありとりがあった選挙事務所へ出入りすることはどうなのだという話があって、町長以下町の幹部の人がそこにまだ同席していたので、その話はまた後でということ司会された方は答弁されたと思うのですが、その後には幹部の方が退席された後もそのことについては直接触れていなかったということでその方は言うておりましたが、そこら辺についてはあった質問と、あるいはもし仮になかったか、失念したとしても、そういった点は一切関係ないと私は思うのですけれども、あえて皆さん来ている人方がもしあったとしたら聞いていることなので、その点もきちっと返答をこの場でお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（後藤正洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時38分

再開 午前11時38分

○議長（後藤正洋君） 再開します。

町長。

○町長（宮司正毅君） それでは、私が出ていないところでのこともありますので、担当部局のほうから今のご質問については状況をご説明させたほうがいいのかと思いますので、よろしゅうございますか。

○議長（後藤正洋君） 総務課長。

○総務課長（長谷川 明君） ただいまの渋谷議員のご質問にお答えをさせていただきます。

会議の成り行きという部分のお話を若干させていただきますと、前段に行政推進員会議が行われ、後段のほうで行政推進員連絡協議会の総会が行われたというような時系列でございます。渋谷議員ご質問がありました選挙事務所云々の質疑については、まず前段の行政推進員会議の中で推進員のお一人の方から質疑をいただきまして、その場でも非常勤特別職のお話というのは若干させていただいた中で、詳細につきましては行政推進員連絡協議会終了後の総会後の中で例年資料を使って説明をしているという経過がございますので、それを踏まえてご説明をさせていただきますということで、その場でご了解をいただいたところがございます。なお、行政推進員連絡協議会総会後に質疑等があった中で、改めて私のほうから、選挙事務所に関する直接的な表現というのは確かに触れていなかった部分があるのかもしれないのですが、立场上誤解のないようにそれぞれの立場で理解をいただいて、個別具体の案件につきましては、ちょっと時間の関係もございましてその場で答弁

に至らなかった部分はあるのですが、その場ではそのようなことを申し上げて、全ての推進員の中から了解をいただいた中で会を閉じさせていたというところでございます。ただ、渋谷議員ご質問にありましたとおり、その場で質疑が出たのならば、その場で答えるべきではないかというような趣旨のことを今おっしゃられているのかと思いますけれども、その点につきましては回りくどい言い方をした点は確かにあろうかと思しますので、その部分につきまして今後町長からも指導があったのですけれども、十分に皆様方の理解をいただくような部分で丁寧な説明に努めてまいりたいというところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（後藤正洋君） 渋谷君。

○6番（渋谷俊和君） 今の点ですが、経過については了解しました。

参加した人の思いというか、気持ちはどんなのだったのだろうかということ、私はそこから質問しているわけなのですが、もう選挙が新聞にも出て、そういったことが公になっている段階の中で、そういうぐあいに町の課長、あるいは選管も兼ねているのでいうことで、資料もそういう形でもって、公務員としてできないことという形で出されている。そういう点でいえば、出た方の話によったら、これは町長の気持ちをそんたくしているのではないとか、あるいは意向なのかとか、例えばですよ、今はやりの言葉で言えばそういうことも受け取られかねない側面もあるので、慎重にその点はぜひ今後についてはやっていきたいし、対処についても資料等についてもそこら辺誤解のないようなことをやっていただきたいと、これは要望であります。

それから、もう一点、最後の点、行政推進員会議は以上ですが、それ以外の4年間の評価についての問題です。町長は、企業誘致も含めて、あるいは町民の起業、あるいは町外から来て起業したのですということも含めて何件か出されました。私は、町民の人の思いとか気持ちとかいろんなことを会話の中で、大変厳しいと、当別の町も太美の町も商店街がだんだん、だんだん閉まってしまうという感じでなっていると。道の駅ができて、それを仮にバスを通したにしても、太美の町あるいは商店街、あるいは当別の町までそのお客さんをお呼び込むというか、それはなかなか実際的には難しいのではないかという不安の声もかなり商店街の中にはあるわけです。それから、できた件数は出されましたけれども、廃業した件数だとか、いろんなものも当然それ以外にいろいろあると思しますので、そういった点では町長が初めに約束していた最大の公約、大きな企業を本州から持ってくるのだというような感じで企業誘致を言ったという点とまた違った意味でのそういった成果もあったのだらうと思うのですけれども、いずれにしてもそういった今のこの町の厳しい状況や商店街の厳しい状況を含めて、道の駅の活用も含めて、そのところ十分に気を砕いて、運営というか、やっていただきたいと。そうでなければ、町がもうかること、あるいは失敗することも含めて、ある事業について町財政で賄うわけですから、そして万が一のときも町民が全部負担するわけですから、土地開発公社のときも1億6,000万、結局は町

が銀行に払って、それで一応閉じた経過があるわけです。ですから、いずれにしてもそういった点では十数億円のお金をかけているわけですから、そういった点はくれぐれも強く思ってください、また職員の方も何人か専従でそのところをやって、その人件費については全体の道の駅の経費の中には入っていないわけですから、そういう点も含めて私は3名、4名の道の駅に当たった職員の思いも含めて、大いにそこに町長は今後の運営等を含めて気を配っていただきたいということを要望して、私の質問を終わらせてもらいます。

○議長（後藤正洋君） 答弁はいいですね。

○6番（渋谷俊和君） はい、いいです。

○議長（後藤正洋君） 以上で渋谷君の質問を打ち切ります。

暫時休憩します。

休憩 午前11時45分

再開 午前11時45分

○議長（後藤正洋君） 再開します。

ただいま渋谷議員の一般質問終わりましたけれども、先ほど行政推進員会議の中で7項目についての質問がございました。質疑の経過の中で行政推進員の連絡協議会という組織の中で議論があったということ指摘をされましたし、部局のほうからもその状況の説明が先ほどありました。運営上そのことは必要だと思いましたので、そのまま質問も受け、答弁もさせましたけれども、基本的に行政推進員の連絡協議会についてはこの議会で議論をするということができない状況でありますので、そのことはお含みおきをいただければと思います。

暫時休憩します。

休憩 午前11時47分

再開 午後 1時00分

○議長（後藤正洋君） 再開します。

次に、通告3番、鈴木君の質問であります。質問は、一問一答方式で行います。

鈴木君。

○3番（鈴木岩夫君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

日本共産党の鈴木岩夫でございます。議会に送っていただき、2年が経過いたしました。3年目に入りました。公約実現目指して引き続き皆さんと一緒に頑張ってまいりたいと思

います。

初めに、核兵器廃絶平和都市宣言について伺います。国連の制裁決議の発動にもかかわらず、北朝鮮のたび重なる核実験、ミサイル発射は、隣国に住む日本国民にとっては非常に危険で恐怖を感じさせる事態です。断じて許されないことで、糾弾されるべきことでもあります。一方、アメリカのトランプ大統領による先制攻撃や制裁強化の発言と行動は、さらに北東アジアの緊張を高めています。迎撃ミサイルの強化や配備といった軍事対軍事の対応で果たして解決の道は開かれるのでしょうか。小泉内閣が結んだ日朝平壤宣言や6カ国協議のテーブルに着くことこそ北朝鮮の核実験やミサイル発射をやめさせる解決の道ではないのでしょうか。被爆国の総理として、憲法9条を持つ日本の総理としてリーダーシップをとり、進めるべきと考えます。当別町からもそういった声を大きくしていくことが求められていると思います。北朝鮮の核開発を世界の世論でやめさせる点でも、今核兵器廃絶平和都市宣言を行うべきと考えるが、伺います。

広島と長崎への原爆投下から72年になろうとしています。3月31日、核兵器全面禁止につながる核兵器を禁止する法的拘束力のある協定、いわゆる核兵器禁止条約についての交渉を行う国連会議の第1会期が終了しました。6月15日からは7月7日まで第2会期が開催され、条約案が審議され、採択される予定です。核兵器の使用や保有、製造、開発など広く禁止する核兵器禁止条約が早ければ年内にも実現します。しかし、国連における核兵器禁止条約の採択に日本政府は消極的な態度をとっています。被爆者の願い、国民の思いを実現する上でも採択に消極的な日本政府を後押しする点でも、今核兵器廃絶平和都市宣言を行うべきと考えるが、伺います。

次に、安心して住み続けられる町、住んでみたい町を目指してをテーマに総合戦略について伺います。昨年3月の町政執行方針において、町長は当別町の合計特殊出生率は全国、全道と比較して非常に低い水準で推移しており、出生数を増加させるための施策は喫緊の課題である。このことから、子どもを持つ世帯の多様なニーズの一つ一つ着実に応えていくために、28年度より乳幼児等医療費助成の拡充を実施する。入院に係る助成については、現行の小学校卒業から高校卒業まで対象年齢を引き上げるとともに、無償化とする。さらに、通院に係る助成については3歳から小学校入学までの世代におけるほぼ全ての世帯が初診時一部負担金のみで受診できるよう制度の拡充を図る。また、北海道内どここの医療機関を受診した際にも原則窓口での立てかえ払いがなくなる措置を講ずる。子育て環境のより一層の充実と満足度の向上により、子育て世代の人口流入を目指すと述べました。町長のおっしゃるとおり、人口減少に歯どめがかかりません。まちづくりの核となる道の駅も秋には開業します。今度は思い切って子ども医療費助成を通院費まで拡大すべきと考えるが、伺います。

当別町における夜間、休日診療体制の維持継続が近い将来危うくなるのではないかと。子どもから高齢者まで町民が安心して暮らせるまちづくりの観点からも、町が責任を持って医療整備を行ってほしいという陳情が今議会に提出されています。当別町における夜間、

休日診療体制の維持継続について、現状の認識と今後の取り組みについて伺います。

また、今後の取り組みにおいては小児科を望む声もあることから、子どもからお年寄りまで総合的な診療ができる体制を実現するために医師確保を医師会とも協力して取り組むべきと考えるが、伺います。

次に、住宅リフォーム制度について伺います。国内総生産や景気が上向き傾向にあるとか、求人状況が好転しているなど、経済が非常に好調のように報道されていますが、地方の経済や中小零細事業主の状況は非常に厳しい状況が続いています。当別町も例外ではありません。人口減少に歯どめがかかっていません。空き家が目立ちます。私は、道東の鶴居村から移住し、高岡に地元の業者さんをお願いして新居を建て、暮らし始めて10年になります。固定資産税の助成制度は、転居や新築に莫大な資金を要したので、本当に助かりました。また、地元の業者さんをお願いしたので、その後のメンテナンスや暮らしの相談まで聞いてもらい、快適な暮らしを続けています。もちろん地元高岡の町内会の皆さんには、暮らしのことや農作業のことなど大変よくしてもらっています。当別に移住してよかったなと心から思い、感謝しています。ですから、知り合いにも移住するなら当別がいいよと勧めているところです。この4月に釧路の友人が太美の駅裏に移住してきました。移住の条件は、畑仕事ができる、家は築20年以内、駅から近いでした。3人の同僚議員に相談し、探してもらいました。即対応してもらいました。空き家はたくさんあります。畑仕事するには田園地域で最良です。自然豊かで、人情味にあふれる当別町、移住するには最良の場所です。しかし、石狩管内の自治体をインターネットで検索すると、石狩市や北広島市で住宅リフォーム制度を実施していることがわかります。そこでは引けをとっています。住宅リフォームに係るお金の5%の助成であっても、移住者にとっては大きい額です。また、町内の事業者には20倍の工事代金が支払われ、そのお金が町税初めさまざまなところへ還流します。既に北海道では80自治体くらいが実施しています。商工業振興、移住促進、空き家対策などからも住宅リフォーム制度を実施すべきと考えるが、伺います。

昨年は来るはずのない台風が3度も北海道に上陸し、甚大な被害を及ぼしました。幸いにも、当別は被災地に比べるとそれほど被害は大きくなかったと言われています。しかし、土地の状況によっては耕作地に水がついたところもありました。また、例年に比べると大きな減収があったとも聞いていますし、さらには昨年の台風、長雨、日照不足が昨年だけにとどまらず、ことしのアスパラの収穫に大きな悪影響を及ぼしているとの報道もありました。そして、5月、6月の低温、多雨の影響が秋の実りにどう影響するのか心配です。

さて、昨年はそのような天候のせいか、河川、排水路の相談を多く受けました。そのたびに建設課に相談し、改善を図っていただきました。ことしも道道81号線沿いの排水の堆積土と雑木の処理を行っていただき、地域の方々は町役場に大変感謝しております。そうした中、昨年は町長を初め、建設課、若葉の町内会と協力して当別農民同盟が道の農政部に当別川と材木川の合流点における堆積土と雑木撤去の要請行動を実施したところ、改善実施するとの回答を得ているところです。また、国道337号期成会が開発局に国道337号両

側排水の草刈りの要請を行い、改善実施することになったとの回答を得ているとのことです。そこで、当別川と材木川の合流点における堆積土と雑木撤去事業、国道337号両側排水の草刈り事業の開始はいつになるのか、通知が入っていましたら伺います。

次に、道の駅関連について伺います。いよいよ道の駅が開業します。新聞でも北海道の道の駅について報道され、町民の関心も高まっています。期待もあれば、不安もあります。期待が大きければ大きいほど不安も大きくなるのかもしれませんが。とりわけ農業者の参加ということでは、全農業者の比率からすると高くはないと思われます。それぞれの農家さんの状況から、野菜を出したいけれども、現状では出せない。条件が合うのであれば出したいといった声。町民が気軽に利用するには、やはり交通の確保や利便性の工夫などいろいろ課題はあるでしょう。これまでも多くの農業者、町民に参加、利用してもらおうということでさまざまな取り組みをしてきたことと思います。道の駅の運営に関して、農業者、町民に情報を公開し、利用をどう拡大するか、農業者、町民の声に耳を傾け、柔軟な姿勢で対応していくべきと考えるが、伺います。

また、町内にある観光資源の保護、活用について伺います。全国町村会が発行する機関紙「町村週報」3002号に興味深い記事が掲載されていました。法政大学の名誉教授、岡崎昌之氏の「地域の危機は日常にあり」というコラム記事です。まちづくりを進めようとするとき、ともすれば陥りやすい問題点がある。それは、地域の情報発信をしたい、たくさん観光客を呼びたい、外から評価を受けたいと、とかくまちづくりの目標が地域の外に向きがちになることだ。日本の各地域には蓄積されてきた生活のわざや歴史的な遺産がとりわけ多い。それらを育ててきた地区の里山には数百年にわたる生活の蓄積がある。全国の里山にはそこに存在する豊富な食材とこれを食べ尽くす知恵や技量があった。しかし、現在これが農山漁村から失われようとしている。地震や津波、火事は地域の重大危機であるが、まちづくりの危機は地域社会の日常の中に潜んでいる。日常に目を凝らし、一旦見逃せば破壊され、失われてしまうかけがえのない地域の価値や資源をまちづくりにどう生かしていくか、この危機管理こそ重要であるというのです。今当別では道の駅を核としたまちづくりが進められようとしています。その際、道の駅利用拡大の視点はもちろんですが、町内にある観光資源、「石狩川」文学碑や稲作発祥の地や劉連仁生還記念の碑、スウェーデンヒルズ、医療大学、当別ダム、道民の森、伊達記念館、札沼線などの保護、活用を大に行うべきと考えるが、伺います。

さらには、石狩川下流当別地区自然再生事業、水と生きものの郷トゥ・ベツについて伺います。平成27年2月作成の第16回石狩川下流当別地区自然再生ワークショップの説明資料によると、環境整備やモニタリング、地域参加、利活用、ワークショップは継続となっていますが、継続されているのでしょうか。評価については5年に1回ですから、来年になるのでしょうか。また、利活用に関する提案資料というのがありますが、その提案がどの程度実現しているのでしょうか。説明資料には課題も明記されておりました。鳥獣保護区に指定されていないので、猟銃を使用した後の葉きょうが落ちていたり、せっかく観察

路を整備したけれども、ヨシが繁茂して道を塞いだり、植樹をしても管理が行き届かなかったり、降雨量の関係で沼の水位が下がったりと多岐にわたっております。これまでボランティアを募って各種事業が行われてきたようですが、それだけでは解決するには無理があるように思います。近年科学離れ、自然離れが叫ばれていますが、せっかくなすばらしい事業であっても、実際に見れなくては意味がありません。道の駅もでき、多くの方が近くまで訪れます。水といきものの郷トゥ・ペツの利用、活用について当別町としてもしっかり方針を決め、国に対して積極的に事業の継続、拡大を要望すべきと考えるが、伺います。

最後に、マイナンバー制度について伺います。今年度に入り、全国各地で住民税特別徴収業務において誤送付などによる情報漏えい事故、トラブル発生の報道が続いています。石狩管内でも同様の事故が発生していると聞いています。当別町ではそのような事故の発生はなかったのか伺います。

自治体からは、各事業所宛てに個人番号が付された通知書を普通郵便で送られます。事故が起きているところでは、関係者の問い合わせに対して、事故の原因を経費節減や一人作業を挙げています。しかし、本当にそうなのでしょうか。事業者には漏えいのリスクを背負わせて、罰則規定まで設け、一方では個人番号が付された通知書を普通郵便で送らせる。国は、自治体の財政の厳しさ、人手不足の状況は知っているはずですが、人には厳しく、自分には甘いという情報漏えいに対する国の認識の甘さがあると言わざるを得ません。私たちはマイナンバー制度について反対ですが、自治体が国の進める事業なので進めざるを得ないという立場も理解はできます。しかし、事故は絶対防がなくてはなりません。上記の事故を防ぐ上でも、せめて簡易書留郵便の発送にすべきと考えるが、伺います。

昨年1月からの共通番号、マイナンバー制度実施に伴って、市区町村ではシステム改修などに毎年多額の支出を要しています。また、このうちシステム改修費用の8割超がマイナンバー制度の設計にかかわった大手企業4社グループに集中することも浮き彫りになっています。制度が続く限り、システム改修費用に対する巨額な投入は続きます。情報漏えいに対するストレス、一度事故が起これば膨大な業務に追われ、住民からの信用もなくなるなど、自治体には全くメリットがない。共通番号、マイナンバー制度の廃止を国に求めるべきと考えるが、伺います。

以上です。

○議長（後藤正洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時22分

再開 午後 1時22分

○議長（後藤正洋君） 再開します。

ただいまの質問に対する町長の答弁を求めます。



町長。

○町長（宮司正毅君） 鈴木議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、核兵器廃絶平和都市宣言の制定の時期は今ではないかというご質問ですが、毎年同様の質問を伺っておりますが、一昨年の6月定例会での答弁では、平和を守ろうとの趣旨には全面的に賛成ですので、平和都市宣言については地域住民の平和意識高揚に最も効果的である時期を見定めて実施していきたいと、こうお答えをいたしました。また、昨年の6月定例会での答弁では、宣言の採択時期につきましては町民の総意で行うべきと思いますので、議会と歩調を合わせてその時期を見きわめたいとお答えをいたしました。鈴木議員のご指摘のとおり、北朝鮮のミサイルと核開発は、日本国民のみならず、全世界の国民にとっても大きな不安を与えています。北朝鮮への抗議は既に世界の世論となっておりますし、一地方自治体が宣言を行うことの効果はそれほど大きくないのかなというふうを考えております。同様に、我々地方自治体の宣言が核兵器禁止条約交渉への政府の対応を積極的にするような効果は見出せないのではないのかなというふうに考えます。真に平和を希求する町民の思いというものは、時間をかけて醸成し、町民総意のもとに効果的な時期に行うべきと考えております。

次に、総合戦略についてのご質問で子ども医療費の助成の拡大についてのご質問でありますけれども、このご質問の趣旨は子育て世帯を呼び込んで子育て環境の充実を図ることと理解をいたしますけれども、このことについては昨年8月から小学校就学前の子どもの通院を初診時一部負担金のみで受けられる体制にいたしました。これは、先ほど議員からお話がありました。また、加えて、入院医療費については近隣の自治体よりはすごく手厚くいたしまして、18歳までに引き上げました。子育て世帯を呼び込む方策としては、議員がおっしゃるとおり所得制限や初診時の一部負担金をなくすなど、医療費の助成拡大ということもありますけれども、そのほかにも例えば保育所や学校給食費の無償化だとか、住宅取得の支援だとか、医療の充実、こういったものが考えられるわけであります。子育て世帯を応援するさまざまな施策を検討する中で、これまでの状況を踏まえ、事業の効果を精査して方策を考えてまいりたいというふうと考えております。

それから次に、夜間、休日診療体制の維持継続についてのご質問であります。夜間、休日の診療体制につきましては、現在平日は21時まで、土日祝日は17時まで診療が受けられるよう、これは町内の5つの医療機関で輪番制を組んでいただいて救急当番医の体制を確保しております。また、緊急時にこれらの時間帯以外で受診する方へのフォローとしましては、江別市の夜間急病センターや、あと札幌市を含む全道の救急医療情報システムの問い合わせ先を広報とうべつにも掲載し、周知を図っておるところであります。年々医療機関が減っていく中で、現在の体制維持をしていくことは厳しい状況にあります。ですが、地元医師会と連絡を密にして、医師会のご協力を仰ぎながら今後も現体制の維持確保に努めてまいりたいと考えています。

それから、議員のほうから小児科専門医を望む声があると、この声は私もよく聞きます。

子育て世帯をふやすためにはこれは非常に重要な必要なものだというふうに私も認識をしています。子どもからお年寄りまで総合的に医療が受けられる体制づくりについては、今町が目指している方向としては、町民が病気の予防から治療まで適切に受診できるように、身近なかかりつけ医、これをもって医療と介護が連携する在宅ケアの推進を今目指しています。今後とも目指している方向に向けて、医師の確保にも努めますし、医師会と協議を重ねて、住民にとって身近な生活圏における総合的な医療が受けられる体制をつくってまいりたいと思っております。医療大学のほうも今医療体系をいろいろとほかとの連携の話も進んでおるようございまして、これからご協力が得られる可能性が出てきております。

次に、住宅リフォームに対する助成についてのご質問ですけれども、道内の他の市町村においてさまざまな内容で住宅リフォームに対する助成制度があることは私も十分承知をしております。議員のご質問にもございましたけれども、移住促進や空き家対策といったことにもこれは非常に効果が期待できますし、それから町内事業者で実施したリフォームのみを助成対象にすれば、これがやっぱり有効になると思います。あるいは、助成額を上乗せするというようなことで、制度設計次第ではこれが町内の商工業者の活性化にもつながっていきますので、有効だというふうには思います。一方で、いろいろある目的の中でどのようなリフォームを対象として助成を行っていくことが本町にとって効果的なのか、また限られた財源をより効果的、効率的に活用するためにほかの定住人口増加に向けた施策との優先度の比較、効果的な実施のタイミング、こういったものを十分に議論して、議論を重ねた上で考えていきたいと。いずれにしましても、こういったことを踏まえて今後これはしっかり検討してまいりたいというふうに鈴木議員のご提案に対してお答え申し上げます。

それから次に、当別川と材木川の合流点における堆積土と雑木撤去についてのご質問ですけれども、これは議員も既にもうご承知だと思いますけれども、北海道が管理しているエリアであって、流下などに支障が出る場合には雑木の撤去を行うとの確認をしております。現在は、河道確保の工事を7月末までに終える予定で行っているというふうに聞いております。それから、国道の337号の草刈りのほうのご質問ですけれども、こちらは国の管理になっていますが、6月末を完了予定として現在作業を行っているということでありまして。いずれにしましても、防災や環境美化などの観点から今後とも適宜国や北海道に要望してまいります。

次に、道の駅の利用拡大に向けた対応についてでありますけれども、これも議員ご発議のとおり、町民や農業者に道の駅の情報を発信するとともに、町民や農業者の声に耳を傾けることは大変重要なことだと私も認識しておりますが、道の駅の運営上最も重要なことは売れるものを店頭に取りそろえることでありまして、購入側の町民のさまざまな意見を供給側である農業者に常に情報提供を行って、柔軟に対応できる供給体制を構築して利用の拡大を図っていきたいというふう考えております。

もう一つ、町内の観光資源の保護、活用についてのお話ですが、鈴木議員が挙げられましたこの町が今有しております観光資源の保護、活用は、これは必要不可欠なものだと思っております。歴史を背景とした「石狩川」の文学碑だとか、あるいは劉連仁さんの生還記念の碑、あるいは伊達記念館、あるいは比較的新しい資源としてスウェーデンヒルズだとか医療大とか当別ダム、道民の森、こういったものを観光資源への人の流れをつくって、そして魅力あるこの町のまちづくりを実現していかなければいけないと私も考えております。具体的にどうするかということについてまだまだいろいろ検討中ではありますがけれども、例えばフットパスだとか、あるいはスタンプラリーの企画などを行うことが有効な手段かなというふうに今考えております。

次に、当別川と石狩川合流地点の自然再生公園、このご質問ですけれども、この自然再生公園は河川管理者であります北海道開発局が平成18年度に石狩川下流当別地区自然再生計画というものを策定いたしまして、平成19年度から23年度にかけて石狩川と当別川の合流地点に沼や湿地を中心とした自然環境を再生する目的によって整備が進められてきた事業であります。整備もほぼ完了した現在、北海道開発局がワークショップを設立して、自然再生地の現地調査だとか、利活用のあり方について議論をしております、この議論には役場も委員として参加をしております。これまでの自然再生地の主な利活用の状況は、高校だとか大学による生物の調査活動、それから西当別小学校による植樹活動、それからNPO法人による体験イベント等が行われておりますけれども、地域における認知度がちょっと低いので、ワークショップでは今後自然再生地のさらなる利活用に向けた取り組みを議論する予定であります。また、利活用を図るために北海道開発局が平成27年、28年に管理用の道路と観察路を整備しております。議員ご発議のとおり、この自然再生地の環境整備と秩序ある利活用を進めるために、町としてもワークショップに意見、要望をしてみたいと、こういうふう考えております。

マイナンバー制度についてですけれども、まず初めに、個人住民税の特別徴収税額決定通知書の送付業務におきます情報の漏えい事故あるいはトラブルの発生なかったのかというご質問であります。町では約1,800件の事業者に対し、この通知書を送付しておりますが、誤送付による情報漏えい事故やトラブルは今のところ発生しておりません。

それから次に、この通知書を簡易書留郵便で送付すべきではないかというご質問ですけれども、今実は町では簡易書留郵便による送付をしなくても、情報の漏えい事故を防ぐための対応として、これ送っている封筒なのですけれども、ここに、本通知書を受け取られた方が記載の宛名にお心当たりのない場合、郵便物を開封せず、表記に誤配達である旨を記載した附箋等を張っていただき、郵便ポストに投函するか誤配達があったことを最寄りの郵便局等へご連絡くださいと、こういうあれをつけて出しております、この注意書きを出しておりますので、今のところそういうあれはないということで、現時点では簡易書留郵便への変更は考えておりません。

次に、マイナンバー制度の廃止を国に求めるべきではないかとのご質問ですけれども、

これは昨年9月定例会でも同様のご質問を受けておりますけれども、その際にも申し上げた答弁と何ら変わるところはありません。すなわちマイナンバー法の法定趣旨に従って粛々と事務を執行していくのが我々行政の立場であるという、そういう立場で今後とも進めていきたいというふうに考えております。

以上、鈴木議員の一般質問に対する私の答弁とさせていただきます。

○議長（後藤正洋君） 鈴木君。

○3番（鈴木岩夫君） 再質問させていただきます。

核兵器廃絶平和都市宣言の問題について2点ほど町長と議論してみたいと思います。町長もご存じのように、英国の総選挙ですけれども、メイ氏が圧倒的に勝利するのではないかということで、当初はそういう予想でありましたけれども、コービン氏が猛追して、それも青年層が希望と団結というメッセージや、それから北朝鮮からミサイルが飛んできたらどうするのだという質問に対して断固として会話、対話、これを最高の抑止力にしていくということで、そういうメッセージを発しました。そういう点では、町長は謙遜して一首長がということを行いましたけれども、決してそうではない。町長が町民に対してメッセージを発するということが、ミサイル落ちてきたらどうするのだろうか、本当にそういう会話が畑の上でもされています。そういったときに、心配はあるかもわからないけれども、やっぱり話し合いで解決する以外にないのだと、一度軍事対軍事とか戦争が起これば破滅的な状況が起きるのだということで、そういった意味でも、小さい町村だけでも、一首長と言うけれども、希望と団結ということを町民に示していくということは非常に重要でないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（後藤正洋君） 町長。

○町長（宮司正毅君） 鈴木議員のおっしゃっていることについて何ら反論するようなことはございません。ただ、ご承知のとおり、こういう活動というのは我々が主導するというよりは、町民の声が出てきた、そういった盛り上がりが必要かなというふうに思います。そういった盛り上がりの時期が一番効果的な時期かなということで、今我々から特にそれを町民に強く訴えるということよりも、町民のそういった動きをぜひ待ちたいというふうに考えております。

○議長（後藤正洋君） 鈴木君。

○3番（鈴木岩夫君） 2つしようと思ったけれども、1つで終わりにします。2月の3日に小樽に駆逐艦マッキャンベルというのが入港しています。そして、何と7月3日から7日にはマスティンという駆逐艦、これも入港すると。町長ご存じのように、非核神戸方式というのが兵庫県の神戸のほうにありまして、核を積んでいませんという証明書を出さない限り入港できないということで、39年前に神戸はやったわけですけれども、それ以来米艦船については一隻も入っていない。アメリカの国会等々で論議されているのは、一々神戸に入るから核をおろすなんてことはしないのだということが議論されているということで、町長は人類が操作できない原発はやめて、そして自然再生エネルギーといった点か

らいつでも、核ミサイル積んだ米艦船が小樽に入る、石狩港に入るといような状況はなくしていくという意味でも、町民と一緒に議論していくといようなことで、引き続き議論したいなと思います。

医療費の助成問題で再質問させていただきます。高校卒業まで入院に限っては無料ということで28年度から思い切ってやったわけですが、当別だけでなく、石狩管内の他市町村も人口減少は大きな課題ということで、当別に負けていられないということで早速他市町村もやるという状況が生まれています。そこで、こういった声が町民の中にあります。また、町長自身も施政方針演説の中で、ほぼ全ての世帯が初診時一部負担金、ここをほぼ全てではなくて全てといふところに近づけるといふことはどうかと。みんなで社会の宝といふか、地域の宝を差別なくといふか、みんなで支えようではないか、育てようではないかといふ意味でも、窓口で一部負担金とか初診時にあるわけですがけれども、ほんの少しの世帯が残っていますから、そこを無料にしたらどうかといふことなのですが、そこを再質問したいなと思います。

○議長（後藤正洋君） 町長。

○町長（宮司正毅君） 先ほども申し上げましたとおり、やらないとかやりたくないといふことでは全くなくて、やりたいのはやまやまでございますけれども、今議員が力説しておられますとおり、子育て世帯を呼び込む方策としてはこの所得制限を撤廃することとか、あるいは初診時の一部負担金をなくす、こういったことで医療費の助成拡大、それから先ほどちょっと申し上げたいろんな他の事業、こういったことも含めてその効果をとにかく狙ってやることによって本当に人がふえてくれる、こういったものをぜひ考えていきたいとは思っております。ほぼ全ての世帯から全てにといふ、これに限らず、あらゆる他の事業も同じようなことがありまして、町としてはとにかく一人でも多くの人をこちらに呼びたいと思っているわけですから、できる限り我々の効果の精査をして、どれから、いつからやっていったらいいのかといふ、それから余り小出しにちよろちよろ、ちよろちよろやるよりは、やはりふやすときには一気にふやすといふことも重要だと思っておりますので、その辺の時期も含めてしっかり議論をしていきたいといふふうに考えております。

○議長（後藤正洋君） 鈴木君。

○3番（鈴木岩夫君） 基本的には国が行うべきと考えます。しかし、国が行うまでやらないといふわけにもいかないといふことで、国がやらないのであれば、国の悪政から住民の命と暮らしを守るといふのも地方自治体の大切な仕事でありますから、厳しい財政状況の中ですけれども、何を優先といふか、やるときは思い切ってやろうといふようなことで、しっかり議論していきたいなといふふうに思います。

住宅リフォーム制度についても大分感触のいい答弁だといふふうに私は感じましたので、引き続き議論していきたいなといふふうに思います。

これは質問といふのでなくて、町長初め、建設課、また町内会と町内の各団体が力を合わせて、土地を守る、そういったところでは引き続き力を合わせてといふところでやって

いきたいなというふうに思っています。去年排水ということが本当に大事だなというふう  
に感じたところです。いろいろ課題もあります。基線川もせつかく暗渠をしてもちよつと  
の雨で暗渠が大きな排水のところまで行かないというような状況もありますので、引き続  
き力を合わせてやっていきたいなというふうに思っています。

道の駅関連についてですけれども、ここはちょっと議論してみたいなと思うのですけれ  
ども、昔のことわざとといいますか、建物を建てたけれども、魂入れずなんていうことで、  
私は魂入れるのは、もちろん町の職員というようなこともありますけれども、やはり成功  
の鍵は多くの町民、農業者がどれだけ参加するかということですから、もちろん今も準備  
段階でたくさんの方々が参加しておりますけれども、さらに参加をふやしていくとい  
うことの努力が必要だろうというふうに思います。議員も、私は賛成しましたから、議決責任  
があるわけです。そういう点では、厳しいチェックと厳しい提案もしていくという立場で  
引き続きやっていきたいなというふうに思います。

時計を見ながらやっていますが、最後のマイナンバーについてです。これは、引き続き  
議論していくということは、それはそうなのですけれども、一度事故が起きると行政と町  
民が背中合わせになってしまう、信頼関係失うというのが一番まずいことであって、それ  
は町が好きこのんでやっている事業ではないわけです。ですから、そういう意味でどうだ  
ということ聞いてたわけでありまして。それで、これは答弁要らないですけれども、マイナ  
ンバー記入しないで送付する自治体もふえてきていますから、このことについては引き続  
き議論したいなということで、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（後藤正洋君） 以上で鈴木君の質問を打ち切らせていただきます。



### ◎散会の宣告

○議長（後藤正洋君） 本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

6月20日は午前10時から会議を開き、一般質問を続けます。

本日はご苦労さまでございました。

（午後 1時50分）

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成29年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成29年第3回当別町議会定例会 第3日

平成29年6月20日（火曜日） 午前10時00分開議

議事日程（第3号）

開 議

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

散 会



午前10時00分開議

出席議員（15名）

1番	佐藤立君	2番	五十嵐信子君
3番	鈴木岩夫君	4番	山崎公司君
5番	秋場信一君	6番	渋谷俊和君
7番	山田明君	8番	古谷陽一君
9番	稲村勝俊君	10番	石川和栄君
11番	岡野喜代治君	12番	市川正君
13番	高谷茂君	14番	島田裕司君
15番	後藤正洋君		

欠席議員（なし）

欠員（なし）

説明のための出席者

町長	宮司正毅君
副町長	増輪肇君
総務部長	堤和弘君
総務課長	長谷川明君
企画部長	二木勝義君
企画課長	長谷川道廣君
財政課長	山田雅俊君
道の駅室長	三上晶君
住民環境部長	江口昇君
環境生活課長	岸本昌博君
福祉部長	高取真由美君
保健福祉課長	山下勝也君
経済部長	舘田博道君
農務課長	高田訓之君
建設水道部長	吉尾雅昭君
建設課長	高松悟志君
教育長	本庄幸賢君
教育部長	山崎一君
管理課長	北村和也君
代表監査委員	米口稔君

事務局職員出席者

事務局	長	野村	雅史	君
次	長	中出	徳昭	君
係	長	浦島	卓	君
主	任	瀬戸	貴裕	君

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○議長（後藤正洋君） ただいまの出席議員15名、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（後藤正洋君） 議事日程ですが、さきに配付しております日程表により議事に入ります。



◎会議録署名議員の指名

○議長（後藤正洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第125条の規定により、

10番 石川和栄君

11番 岡野喜代治君

を指名いたします。



◎一般質問

○議長（後藤正洋君） 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

質問順序は、お手元に配付しております一般質問通告一覧により順次行います。

通告4番、佐藤君の質問であります。質問は、一問一答方式で行います。

佐藤君。

○1番（佐藤立君） 皆様、おはようございます。それでは、議長の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問をいたします。

きょうは、町政運営における合意形成、町民参加について質問をいたします。町政運営に当たって、町民の合意形成と町民参加が必要不可欠であることは言うまでもありません。当別町でも各種審議会や検討会での委員の公募、町民参加のワークショップや講演会の開催、パブリックコメントの実施など、さまざまな形で合意形成と町民参加を図る取り組みが行われています。また、今から8年前の平成19年3月には、既に町民と行政の協働によるまちづくりを推進するため、協働のあり方についての基本的な考え方や施策の方向性などを示す協働の指針も策定されました。

そこで、まず初めに、現在町民の合意形成や町民参加は町政運営にどのように生かされ

ているのかを伺います。

また、合意形成、町民参加の一つの手法であるパブリックコメント、これは意見公募と言われます。また、パブリックインボルブメント、こちらは住民参画または町民参画というふうに言われますけれども、このパブリックコメント、パブリックインボルブメントの実施状況と結果の公表状況についてもお伺いします。

次に、合意形成、町民参加の具体的な事例について2点お伺いいたします。1つ目は、今年度予算に実施設計の費用として100万円が盛り込まれた阿蘇公園木製アスレチックの更新事業です。これは、公園施設長寿命化計画に基づいて、阿蘇公園の木製アスレチックを取りかえるものです。現在実施設計に向けて準備が行われていますが、これまでの進捗状況と今後の予定をお伺いします。

2点目は、道の駅の関連でお伺いをいたします。ことし9月23日に開業予定の北欧の風道の駅とうべつについては、きのうの山崎議員の一般質問に対するご答弁で、工事の進捗状況によるものの、8月末には竣工し、その後プレオープンを行う予定である旨が表明されました。このプレオープンと開業関連行事は、幅広い町民がこれから長期にわたり道の駅へ主体的に関与するきっかけとして、効果的に活用することが望まれます。この町民参加の観点からは、プレオープンや開業記念式典への子ども園、小中高等学校の児童生徒や親子の招待、子どもたちの手形などを用いた開業記念プレートの設置、また当別高校で行われているフットパスの発着点の誘致、また昨年青年会議所が親子の参加を募って制作したカウントダウンボードの展示など、さまざまなきっかけづくりが考えられます。もちろん道の駅の開業はゴールではなく、当別町の産業活性化のスタート地点であり、単に開業を盛り上げるためだけに指定管理者の負担となるイベントを町が企画することは適切ではありません。また、指定管理者は当面道の駅の黒字化に向け全力で取り組むことが使命です。一方で、道の駅設置者である町の責務は、道の駅を軌道に乗せ、産業力強化の起爆剤としての役割を十分に発揮できるようにするために、多くの町民が道の駅に主体的、長期的にかかわる仕掛けを整えることです。そこで、町民参加の観点から、道の駅プレオープンや開業行事について今後の予定をお伺いいたします。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（後藤正洋君） 佐藤君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） 佐藤議員の一般質問にお答えをいたします。

町政運営における合意形成あるいは町民参加の現状に関する質問でございます。町民の行政への参画については、総合戦略を初め、各種計画の策定や施設の建設など重要な政策を進める上で、その時々状況を踏まえて関係する町民の皆様から意見を伺い、適切に反映をさせてまいりました。私が就任しましてから特に大きな政策決定の場面というのは、まず総合戦略の策定であったと思いますけれども、産業団体のほか、子育てサークルや学生、あるいは青年会議所など、町内の各団体に対する意見の聞き取りを行いましたり、そ

れから策定委員会を設置したり、町内団体の代表者を含めた有識者から意見を伺い、また町政懇談会の場面で町民の皆様から直接意見を伺うといったいわゆるパブリックインボルブメントの手法により町民の皆様との合意形成に努めてまいりました。また、現在建設中であります道の駅の建設に当たりまして、建設に向けた検討会議を設置し、ここでもさまざまな意見を伺い、反映させてきております。こういったように、できる限り意見を伺い、合意形成を図るよう努めてきたところではありますが、案件によってはこういった手法をとることがなじまないものもありまして、全てのことに對して合意形成、町民参加を図ることはなかなか難しいといったのが現状であるというふうに思っております。

今議員がおっしゃったパブリックコメント、それからパブリックインボルブメントの実施状況と結果の公表状況ということまでのご質問ですけれども、私が町長に就任してからの実績で申し上げますと、パブリックコメントは各個別計画の策定などで9件実施しております。この策定経過、それから中身については町の広報及びホームページで結果を公表しておりますので、お目通しいただければおわかりと思っております。それから、パブリックインボルブメントの実績につきましては、パブリックコメントの実績に加えて、町政懇談会を毎年実施しております。そして、さらに構想や計画策定の際に設置した協議会、例えば道の駅基本計画、あるいは農業10年ビジョン、最近では生涯活躍のまちづくり基本構想、C R Cです。それから、北のすまいるタウン構想の策定に係る協議会、それから先ほど申し上げましたけれども、総合戦略策定時の関係団体との意見交換、またふれあいバスにおけるデマンド型の路線の導入やJ R 札沼線問題に関する関係地域への説明会など、さまざまな分野の取り組みにおきまして合わせて数十回にわたり実施をしております。パブリックコメントと同様、これも町の広報及びホームページに結果を公表しております。さらに言えば、私自身の町長としての町民とのコミュニケーションという点では、「それいいね！聞かせてご意見」というのを毎週月曜日に行っておりまして、多くの町民から意見をいただいております。また、行政推進員会議、あるいは西当別連絡協議会といった地域を代表される方々の会議、商工会だとかJ A、また青年部や女性部の集まり、また町民の皆様が主催されます会議や催しなど、数えますと大体年間170回を超える場面で町民の方々と対話する機会があります。これは私のことですが、いずれにしても、町民お一人お一人からご意見を、そしてまたお知恵をいただくことは町政を進める上で最も大切なことだというふうに認識をしております。

次に、阿蘇公園の遊具の更新についてのご質問でありますけれども、これは議員もご存じのとおり、長寿命化計画自体、これは子育て世帯であります当別町のP T A連合会や子ども会の育成会などからご意見をいただき、昨年作成した計画であります。今年度は、国の補助制度を活用しまして、新しい遊具に入れかえるべく、既に実施設計を発注し、取り進めております。来年度につきましては、できるだけ早い時期での完成ということを目指して進めてまいります。当然のことですけれども、またご要望があれば、その都度それについては対応してまいりたいというふうに思っております。

次に、道の駅のプレオープン並びに開業行事についてのご質問ですが、これは以前からもお話ししておりますとおり、道の駅の目的は町の経済活動の活発化でありますので、開設当初から多くの町民に参加いただくということはこの道の駅の成功に必要な不可欠だというふうに私も考えております。しからば、町民参加というのには農業者、商業者、あるいは所属団体など道の駅で商品の販売を行う供給者側、供給者としての参加と消費者、買う側の参加というのがあります。まず、道の駅への商品供給によって町の活性化を実現していく、こういった意識を持った協力者をふやしていくことがまず何より優先すべき事項であるというふうに考えております。このためには、供給者となり得る方々を対象とした内覧会やプレオープンの開催、また既に供給者となられている方々と意見交換などが非常に重要だというふうに考えています。もちろん消費者としての町民参加も大変重要でありますので、今年度の道の駅PR事業においては消費者の購入意欲をかき立てる催し、そういったものは、町民参加によるプレオープンだとかグランドオープンの検討も既にこれは進めております。いずれにしましても、佐藤議員ご発議のとおり、道の駅の開業というのはゴールではなくスタート地点でありますので、開業後よりよい運営を実現するために、まず消費者である一般町民の意見を参酌できる体制を構築していきたいというふうには考えております。

以上、佐藤議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（後藤正洋君） 佐藤君。

○1番（佐藤立君） ご答弁ありがとうございます。それでは、今いただいたご答弁のもとに、引き続き何点かご質問と、また今回の一般質問の背景の部分についても若干ご説明をしながら質問させていただきたいと思っております。

冒頭のほう、町長からご答弁ありましたとおり、町民の参画というのは町政運営において最も大切なことである。これは全くそのとおりであると思っておりますし、今パブリックコメントの件数ですとか、あと年間170回を超える回数で町民の方との対話の機会を設けられていたりとか、そういった意味で非常にその点を重視した町政運営をなさっているということは高く私も評価をいたしております。なぜ今回こういったご質問をしたのかということころを若干さかのぼってご説明をしながら質問させていただきます。

まず、先ほど冒頭にもちらっと申し上げましたけれども、当別町では平成19年に協働の指針というのを策定いたしました。これはなかなか古いものですので、既にもう8年経過をしておりますけれども、この中では行政と住民が共通の目的のもとに地域の公共的課題を解決するために、対等の立場でともに協力して取り組む、これを協働と定義しています。そして、この協働の指針ですけれども、当時の行財政改革の流れの中で策定された当別町行財政システム再構築プランに基づいて策定をされております。そのため、協働の必要性の説明に当たって、行政コストを下げつつ、行政だけでは手の届きにくい部分にもきめ細かいサービスの提供が可能となるというふうに説明をされていますほか、協働に取り組まないとうなるかということころについて行政コストとなってはね返ってくるという記載が

ございます。ここからもわかるとおり、この協働の指針の主眼というのは財政再建に置かれていたというふうに考えることができます。これは、当時の当別町の財政状況を見れば、それはやむを得ないことであったかと考えております。また、この流れに沿ってこれまで財政再建の積み重ねによって、今ようやく未来への新たな投資ができる状態に達したと、これは町債残高は半分近くに減りましたし、財政調整基金も3倍近くまでふえてまいりました。この積み重ねによって今の状態があるということは、これは私も高く評価をいたしております。その一方で、協働や町民参加といった言葉がある種負担の押しつけという否定的な意味合いも持ってしまった。一部の町民の方にはそういった受け取り方もされてしまったということも、これは事実として受けとめなければならないかと思えます。

それでは、町民参加や協働の本来の目的は何であったのか。そのためには、まず合意形成という概念から少し整理をする必要がございます。行政運営において、特に基礎自治体において合意形成は極めて重要な要素であると考えています。特に近年、国の機関委任事務が廃止されて、機関委任事務を執行する自治体から住民との合意形成に基づいて政策、計画を策定する自治体へと自治の現場は大きく変わっています。地域政策の位置づけというのは、地域間格差の是正という国に主導されてきたものから地域によって主体的に行われるものへと変化をしてきました。これによって、町は地域の実態に応じてみずからの判断と責任で政策を遂行することになります。そのためには、実態を正確に把握するという目的での町民参加は必要です。しかし、より重要なことは行政者がみずからの経験や知見、地域の実態、国の政策など多種多様な要素を総合的に判断して策定した政策のその効果を最大限に発揮するために、その政策の応援団を形成する。そのためにこそ合意形成が必要だと私は考えています。つまり合意形成の目的は、政策関係者間の信頼醸成にこそあります。従来日本では、合意形成というと説得や教育、啓蒙活動により町民に受け入れさせることという目的がありました。しかし、そこから今日の合意形成というのは目的が大きく変容してきています。

ここで1点補足をいたします。信頼醸成といいますと、では今信頼がないということなのか、行政というのは十分に町民から信頼をされているのではないかというご意見もあることと思えます。もちろん行政と町民、その他の関係者間に現在信頼関係がないと申し上げているわけではありません。しかし、町は今町民からこの上なく信頼されていると自信を持って言い切れる方はどれほどいらっしゃるでしょうか。これは、ない物ねだりのように聞こえるかもしれませんが、信頼には上限がありません。信頼はより高めることが可能でありますし、多様化している町民ニーズを踏まえつつ、できるものはできる、できないものはできないという適切な選択をするためには、より高い信頼関係というのを維持、発展させていくこと、それが必要不可欠であります。

さて、合意形成の目的を信頼醸成に置いたとして、そこに至る手法として町民参加が位置づけられます。町民参加については、平成18年、これも少し昔ですけれども、平成18年に国土技術政策制作総合研究所が社会資本整備における住民とのコミュニケーションに関

するガイドブックというものを取りまとめています。この中にわかりやすく整理されていますので、少しそれを参考にしながらお話をさせていただきます。このガイドラインでは、町民参加の度合いを最も弱い情報提供から協議、関与、協働、そして最も参画度合いの強い権限付与の5段階に整理をしています。よく町民参加という言葉に対しては、それは単に情報を提供するだけではないかとか、町民参加を実施すると意思決定を町民に委ねてしまうことになるのではないかと、そういった解釈がされることがありますが、これらは町民参加の関与の度合いの両極端を指したものにすぎません。言うまでもありませんが、単に情報を提供するだけでは町民参加とはみなされませんし、また公共政策であることから、決定の権限を全て町民に付与するということもあり得ません。政策に関与する全ての当事者間での信頼醸成、この目的に照らして最も適切な町民参加の方法を検討して実施することが必要なのです。この信頼醸成を目的とした町民参加において、町民は単なるお客様ではありません。信頼関係を構築する対等なパートナーです。パートナーというからには、お互いに利益がなければ関係は長続きしません。

先ほど申し上げた当別町の協働の指針では、町民のメリットとして3つが指摘されています。協働に参加することにより、自分の住んでいる地域に興味や関心を持つことができ、町が好きになる。町民がかかわることにより、みずから納得することができる。ほかのひととの接点がふえ、いろいろな人を知ることができる。これらはもちろん重要な要素ではあります。実は私これに加えてもう一つ非常に大きな要素があるということ、これは最近気づいたことなのですけれども、5月の下旬に恵庭市で子ども環境学会という保育ですとか子育てに関する学会の全国大会がございました。この中で恵庭市でプレーパーク、公園での子どもの遊び場づくりを実践されているお母さん方の発表を聞いた中で、これは私本当に見落としていたなと思いつつ、非常に重要な要素だなと気づいたところがあります。その活動自体は保護者の方3名、4名ぐらいで動かされている。まだまだ小さい動きですけれども、その動きに途中から加わった一人のお母さんが今中心メンバーとして動いています。その方が非常に大変だし、時間もかかるし、だけれどもなぜ続けているかというお話をしていたときに、一番は自分が成長できる機会になっているということをおっしゃっていました。子どもたちの学びに関与することができる。さらに、地域への貢献をすることができる。もちろん行政とのやりとりもしなければいけない。いろいろとハードルは高いけれども、通常日常生活をしている中ではできないような体験をすることによって自分たちも成長することができる。その感覚というのが非常に彼女にとっては重きものになっていたし、それが動機となって今でも活動を続けている。これは、住民参加、住民参画というものに対して、それに参画する町民にとっての学びの場になるということも非常に大きな要素になることを示しています。この点については、恐らく教育委員会のほう等では生涯学習という枠組みの中で常にご検討いただいているところだとは思いますが、町民参加の中での町民、関与する方々の学びの場という要素は、これは今後大きなポイントになってくるのではないかと考えております。



以上述べたとおり、行政と町民、関係事業者間の信頼醸成を目的とした町民参加の実践というのは、日々の多忙な業務の中で時間をかけて、経験を生かし、幅広い町民の意見を聞き、さらに国の政策動向にも注意を払いながら職員の方々が作り上げられた努力の結晶である町の政策の効果をもっと高めて、その政策効果達成、目的達成により近づくためのものです。以上の観点から、今回私は町民参加、合意形成、こういったところのキーワードで質問をさせていただきました。

これを踏まえて幾つか質問をさせていただきたいと思います。まず、1点目、合意形成と住民参加の現状の部分ですけれども、先ほどパブリックコメントの件数ですとか、総合戦略に関するパブリックインボルブメントの件とか、現在の状況についてご説明をいただきました。今私が申し上げた町民参加、ここの目的というのは、信頼醸成というのが非常に大きい点になるのではないかと。この点について町長のお考えと伺いますか、ご意見をお聞かせいただければと思います。

○議長（後藤正洋君） 町長。

○町長（宮司正毅君） 質問の意味が十分わからないので、どういうふうにご説明したら回答になるかわかりません。町民との信頼醸成というのは、常々信頼されたいなと思ってやっておるわけでありまして、町民の信頼を得ることなく、俺がやりたいことをやるのだということを考えたことはありません。ですから、信頼醸成についての町長のご質問の意味が私にははっきりわからないので、常に私たち役場の中で政策を打ち出すときに、信頼醸成というか、町民のためにやっているわけですから、それを町民からできるだけアプリシエートされたいという気持ちで政策を立てているわけですので、信頼醸成をわざわざつくるために何かをするかとか、そんなことは全然考えておりません。私たちは町民のために何をするか、何をすれば町民のためになるか、これがまさに町民の意図に合えば我々を信頼していただけるのではないかと、こんなふうに考えております。

以上でございます。

○議長（後藤正洋君） 佐藤君。

○1番（佐藤 立君） ありがとうございます。若干質問の全体が長くしてしまって、意図がとりづらくなってしまっていたら申しわけございません。

今ご答弁いただいたとおり、日々の行政というのはそれは当然町民の信頼に基づかなければ成り立たないわけですし、それを外すようなことをするわけではないというのは、それは全く当然のことだと思います。私が先ほど申し上げたのは、町民参加とか合意形成という、これは町政運営における一つの手法なのですけれども、それというのは町民にご参加いただくことによってより幅広い意見を聞いて、より政策の質が高まるという点、それも当然あるかと思えます。ただ、私は、基本的には行政の運営というのはプロの職員の方々がというのが日々努力をされながらさまざまな情報に基づいて進められていますので、その部分というのは専門家の仕事として非常に高く評価をしております。そのしっかりでき上がったものに関して、それに対してしっかりご理解をいただく、そこに対しての信頼を

より高めていくという意味でも町民参加とか合意形成という位置づけというのがあり得るのではないかとということでお話をしておりました。この点私の意見のところもございまして、また町長のほうから日々合意形成といいますか、信頼醸成については当然のように重視をしながらされているというところをお話をいただきましたので、この点については今は補足の説明ということで、先に進めさせていただきたいと思っております。

1の(2)、パブリックコメント、パブリックインボルブメントの実施状況と結果の公表状況ということで、パブリックコメントについてはご就任以来9件、その結果については広報やウェブ等で公表されているということで、公表状況については私も承知をしておりますし、それぞれのパブリックコメントについては基本的に計画にのっとって適切に運営されているというふうに承知をしております。1点だけ、これはご提案をさせていただきたいなと思うところですが、パブリックコメントについては通常ホームページ等で情報公開をされて、実施をされています。パブリックコメントが終了した後、その後の対応というのは実は若干整っていないところがございます、これは今手元で把握できた範囲ですけれども、例えば平成27年に策定をしておりました当別町子ども・子育て支援事業計画、これに関するパブリックコメントについては終了後もどういう内容、どの件についてパブリックコメントを求めたのか、何件の応募があって、それに対してどういう対応をしたのかというデータがそのまま全てホームページ上で公開をされている状態になっております。一方、これはあくまでも例えばの見つかった例ということで申し上げますけれども、前回産業厚生委員会でもご説明をいただいた第3期の地域福祉計画、これにつきましてはことしの3月6日にパブリックコメントの公募終了いたしまして、終了しましたということで、その後の情報は、今は終了しましたというお知らせのページ自体も消えてしまっている状態です、第6期の高齢者保健福祉計画についても同じような形で、一度パブリックコメントに対する意見内容、町の考え方というのを公表されていたのですが、それが期間少したった後でそのページ自体が見れなくなってしまっている。同じ福祉部の中でもこういった形で、恐らくそれぞれの時点での取り進めの中でこういったご対応になっているかとは思いますが、若干ばらつきが出てしまっているのは、せっかく日々行政を誠実に進められている中でもったいなかなというふうな感想が少しございます。この点について、公表後その後の公表を継続させていく方法についてある程度統一した基準というのをつくっていく必要が今後あるのではないかなと考えておりますけれども、その点についてのご意見があれば、お聞かせください。

○議長（後藤正洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時35分

○議長（後藤正洋君） 再開します。

答弁を求めます。

まず、町長。

○町長（宮司正毅君） それでは、今の佐藤議員のご質問に対しては、実際にやっています担当のほうから説明をさせていただくということでよろしゅうございますか。

それでは、担当の企画課長、お願いします。

○議長（後藤正洋君） 企画課長。

○企画課長（長谷川道廣君） ただいまの佐藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

パブリックコメントの公表のあり方についてのご質問でございますけれども、まず子育て計画についてはまだ現在のところ結果が示されていて、地域福祉計画についてはもうその情報がホームページから削除されていると、そういうご指摘だったかと思います。こちらについては、当課がパブリックコメントについての手法についてそれなりの指示をさせていただいているところでございますけれども、統一的にパブリックコメントについてはしっかりと何件、どのようなご質問、ご意見があったかということをしかり示すことになってございまして、その掲載期間については残念ながら細かく示すことなく、担当課のご判断に任せるといってございまして、確かにホームページで公表する期間については、ホームページ上のサーバーの容量等々ありますので、担当課の判断である一定の公表の目的が達成されたと判断された場合は削除されるケースはこれまでもございましたし、今後もあるかと思いますが、内容によって、それから計画の性質によって、公表時期というのは適切にどのような期間ホームページにアップし続けるのがいいのかということもこれから担当課といろいろ話ししながらさらに考えていきたいと思っております。

○議長（後藤正洋君） 佐藤君。

○1番（佐藤 立君） ありがとうございます。この点パブリックコメント等しっかりとした仕組みが動いている中で、その後の最後の公表といいますが、その後どういふふうにそれを町民に発信していくかという部分ですので、この点今後ともご検討いただけるということでしたので、ぜひ引き続き適切な公表の仕方というのがどういふところなのかということをご検討いただければなというふうに思っております。

それでは、具体論のほうに入らせていただきたいと思います。まず、1点目の阿蘇公園の遊具のところでございます。これについて町長からご答弁ございましたとおり、昨年度長寿命化計画の策定があって、ここについてPTAですとか、役員の方々のご意見をいただきながら、特に当別町については、これも財政の話ともどうしても絡んでしまうと思うのですが、公園の遊具については、これはかねてからも課題になっていたところありますし、特に本町地区については公園の遊具についてなかなか手がつけられなかったところを国の政策をうまく活用しながらしっかりとしたものにかえていくという、特に子育て世帯の呼び込みですとか、そういったところにもつながる。これは、非常に大きな施

策になっているかと思えます。これについては、ことしの予算委員会の中でも若干議論と  
いいますか、質問もあったところだと思えますけれども、公園の中で遊具をどの場所に置  
くのかですとか、そういったところも含めて町民の方からさまざまな意見が出ていたかと  
思います。それについて、これは私の聞いている範囲ですけれども、今回、こういう言い  
方になってしまったらもしかしたら失礼に当たっては申しわけないのですけれども、今ま  
での当別町の動きでは信じられないぐらいいろいろな意見を聞く、また話を聞く機会がで  
きたというお話を町民の方から、何人かの方から伺いました。実際に恐らく公園の長寿命  
化計画、遊具の更新というのは今ある物を国の制度にのっとりながらかえていくという部  
分ですので、どちらかという性格としては粛々と進めていくというようなものに近いと  
ころなのかもしれません。ただ、その中でも、公園で子どもたちにどういふふうで遊んで  
もらうかとか、そういったことを含めて地域の方々のお話をしっかり聞いて計画づくりに  
反映されていっているというふうに聞いておりますので、その部分恐らく単純に公園だけ  
から建設の話だけではなくて、子育てとか、そういったところを含めて町長がおっしゃっ  
ている横串を刺す動きというのの一つの成果が出てきている動きなのかなというふう  
に考えております。

今ご答弁の中で、既に発注をして、これから実際の動きになっていくというところでご  
ざいましたけれども、今後これについては今年度中に計画の発注、実施設計が行われて、  
実際の工事というのは来年度に行われるというふうには承知をしておりますけれども、その  
流れは大体いつぐらいに設計ができ上がって、実際の工事というのが来年度いつぐらいに  
なるのかというところ、もしわかっている範囲がありましたらお知らせいただけますでし  
ょうか。

○議長（後藤正洋君） 建設課長。

○建設課長（高松悟志君） ただいまの佐藤議員のご質問にお答えいたします。

まず、現在実施設計のほうを発注しておりますが、こちらにつきましては年内、11月未  
日を工期といたしまして実施設計の業務を終える予定で考えております。工事のほうです  
が、平成30年度になりますけれども、こちらのほうにつきましては国の予算の成立という  
ものもございまして、交付金事業を活用しながらの実施ということで、大体例年で  
すと4月中には交付決定が来まして、それから入札等々の手続を終えまして、早くても夏  
ぐらいになるのかなというふうなところでございまして、そのような予定の中で現在進め  
ているところでございます。

以上です。

○議長（後藤正洋君） 佐藤君。

○1番（佐藤 立君） ありがとうございます。そうしますと、来年の夏には新しい遊具  
で遊べる機会、早ければということですが、できるということですね。これは、私  
も大変楽しみにしております。

それから、その先、道の駅の開業関連のところ、この部分町長おっしゃるとおり、大

きくは商品の供給と消費者という2つの切り口があって、これはたしかきのうの一般質問のご答弁の中でもあったかと思えますけれども、まず経営を安定させるためには商品の供給のところ、そこをしっかりとした環境をつくっていかなければいけない。これは、まさにおっしゃるとおりだと思います。同時に、私冒頭の質問の中であえて町と指定管理者と少し分けてお話をさせていただきましたけれども、商品供給ですとか、そこについて経営の安定について一義的に責任を負うのは今後指定管理者のところになってくるのかなと。もちろん町はそれだから責任を切り離すというのではなくて、それに対してしっかりと応援する仕組みをつくっていくという形だと思います。

応援をする仕組みをつくっていくという中に、当然商品を供給する者としての町民もいれば、消費者としての町民というのものにも思うのですけれども、町民の方がこの道の駅は俺たちの道の駅なのだ、俺たちの町のものだし、私たちの町の産業を活性化して町内に消費を呼び戻して、さらにこれかなりの規模の新しい雇用も生まれますし、そこでの6次産業化ですとか、今計画されているC R Cの中での基盤としてのポジションですとか、さまざまな発展する土台になる部分ですので、そこに関して自分たちで盛り上げていこうと、私たちのものだから一緒につくり上げていこうという、そういう感覚をつくっていく上で、これは商品の供給者と消費者という分け方とはちょっと切り口としては違うのかもしれないのですけれども、設置者として、町として道の駅をどう支えていくかと、そういった部分での町民参画という位置づけというのが重要なポイントになってくるのかなというふうに考えておりますし、その中で、これは手法として単純と言われてしまうと単純かもしれないのですけれども、長い期間参画をしてもらうためには、大人たちもそうですけれども、子どもたちにも自分たちが生まれ育った町にはこんなにすばらしい道の駅があるのだと。例えば農家のお子さんであれば、自分たちのお父さん、お母さんがつくった野菜というのがこんなすばらしい施設で札幌の方々に売られている。また、商工業者の方にとっても自分たちの特産品を売る場にもなりますし、日ごろ自分たちが住んでいる町に外からお客様が来たときに、当別ってすばらしい町なのだねと言ってもらえる場になる。そういった意味でも子どもたちからしっかり巻き込んでいくことというのが必要になるのではないかなと。そんな観点もありまして、先ほど幾つか、親子ですとか、子どもたちというのも入れた形でのご提案というか、考えというのを示させていただきました。特に子どもというところに焦点を当てると、なかなか商品供給とか消費者とかというところではぱっとは出てきづらいところではあるかと思うのですけれども、この部分というのも非常に重要な要素になるのかなというふうに思っております。

ここは1点だけ町長のお考えを教えていただければですけれども、なるべく長く道の駅を町民にも応援をしてもらうために、ぜひ子どもたちもしっかり巻き込んだ形での事業運営といたしますか、その点というのが重要になってくるかと思えますが、そこについてのご所見を教えていただければと思います。

○議長（後藤正洋君） 町長。

○町長（宮司正毅君） 佐藤議員がいろいろとおっしゃっている中で、自分たちで町民が盛り上げていくという、このムードを出すということは大変重要なことであります。ですから、冒頭にも申し上げましたように、我々町がつくったのだから、町で何でもやるからとか、株式会社 t o b e がやるのだから何でもやるのだということではなくて、町民が参加する。供給者も消費者もです。これが何よりもこの道の駅の成功のベースだと思っておりますので、そういう点では佐藤議員のおっしゃるとおりだと思います。

そして、もう一つ、子どもたちというお話ですけれども、子どもたちは私は佐藤議員のおっしゃったとおり何よりも重要な道の駅を盛り上げるツールだと思っています。5年、10年でやめるわけにいかないわけですし、これを未来永劫やっていくためには今子どもたちがしっかりそれを知ってもらう、特にでき上がった当初私たちがこんなことで道の駅でやったというようなものはずっと先に残りますので、ですから子どもたちの参画するチャンスというのはイベント等をできる限りやっていきたいというふうに思っています。ただ、最初のご質問の中でグランドオープンだとか、それからプレオープンという、オープンでまだ我々も不安を持ちながらやっている中で一気に子どもたちに焦点を合わせていろんな企画を組むことはなかなか難しいかなという点で、少し子どもたちのところが劣後するような言い方を申し上げたと思うのですけれども、長い目で見て、子どもたちをいかに楽しませるかというのは、子どもが来るとほとんど親も来てくれますから、そういう点では子どもたちの遊べる場所だとか、あるいはイベントに限りなく注力をして、我々の道の駅成功のツールにしたいというふうに私も考えております。

以上です。

○議長（後藤正洋君） 佐藤君。

○1番（佐藤 立君） ありがとうございます。最後町長がご指摘いただいたプレオープン、オープンのばたばたした時期でというのは、それは私も非常に重要なポイントだと思っております。あくまでも目的はこれは道の駅だけの話ではなくて、産業力強化の起爆剤として道の駅をいかにうまく動かしていくかということが最大のポイントですので、そこに影響を与えるような形であれをやるのだ、これをやるのだかという話では全くないというふうに承知をしております。ただ、今力強くお話しいただきましたとおり、長い目で見たときには子どもたちの役割といいますか、しっかり参加してもらうという、これは大事なところになってくると思います。子どもを取り巻く環境では当別町はこれから、小中一貫教育も始まりましたし、学校の問題もこれから積極的な議論が入ってくるころだと思います。さまざまところで子どもですとか子育てをキーワードにした動きが出てくると思います。町長もよく組織に横串を刺した動きというのを重視をされています。例えば道の駅で子どもがかかわることになれば、これは当然企画もそうですし、教育委員会もそうですし、福祉もそうですし、その他さまざまところがかかわってくるような動きになってくると思います。そのあたり今までこの4年間の中で組織に横串を刺す動きというのをかなり重視をしてこられましたので、その部分の力がこれから恐らく道の駅

の起爆剤としての動きにもかなり成果が出てくるのではないかなというふうに私も期待をしております。その辺のところも今後も町長、また各部局の方々もしっかりと念頭に置きながら、まずは起爆剤としての第一歩ですので、成功させていく必要があるのではないかなと考えております。

最後のところは意見的な感じになってしまったので、そこはご答弁は結構ですので、以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（後藤正洋君） 以上で佐藤君の質問を打ち切ります。

暫時休憩します。

休憩 午前10時49分

再開 午前10時49分

○議長（後藤正洋君） 再開します。

次に、通告5番、五十嵐君の質問です。質問は、一括質問、一括答弁方式で行います。五十嵐君。

○2番（五十嵐信子君） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして、一般質問させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、ピロリ菌対策についてお伺いいたします。ピロリ菌は、1982年に発見され、その後研究で胃炎や胃潰瘍などの消化器疾患に関係していることが判明しました。国内のピロリ菌感染は、1960年代までの水道環境の悪さのために広まったと言われております。このため、60代以上では感染率が高く、上下水道が整備された70年代以降生まれの世代では低下しております。胃にすみつく細菌、通称ピロリ菌の除菌治療の保険適用が慢性胃炎にまで拡大されました。これは、胃がんにピロリ菌感染が深くかかわっていると認識されているからであります。胃がん患者の95%がピロリ菌に感染していることがわかり、除菌をすることが胃がんを予防すると言われております。

感染の有無と血清ピロリ菌と胃粘膜の萎縮程度が血液でわかる簡単な検体検査があります。ご存じの方もいらっしゃると思いますが、それは胃がんリスク検診、通称ABC検診とも言います。この胃がんリスク検診は、がんそのものを発見する検査ではありませんが、血液検査により、胃がんになる危険度が極めて低く、ピロリ菌の感染がない胃粘膜が健康な方をバリウム検査などの対象から除外することができます。反対に、感染をして胃粘膜に萎縮のある方には胃がんの存在を確かめる精密検査を受けていただくものです。最近ピロリ菌に感染していない割合がふえておりますので、体への負担なく多くの人たちがこういったバリウムによる検査を受けないで済む点が大きなメリットとなります。さらには、簡単な検査によって胃がんと医療費の抑制につながるのではないかと考えます。血液による簡単な検体検査であるので、ピロリ菌の有無検査の申し込みを特定健診と同時にできる

ようにしてはどうか、町長にお考えを伺います。

また、胃がん予防となる感染検査の促進方策として、40歳から70歳までの5歳刻みの年齢を対象に無料クーポンの配付、もしくは検査費用の一部公的負担とすることはできないかどうかお伺いいたします。

また、大阪府高槻市では、胃がん対策の充実のため、中学2年生を対象にピロリ菌の抗体検査と除菌を無料で実施されており、中学生や高校生でも5%が感染していると言われています。また、佐賀県では、平成28年度から県内の中学3年生を対象にピロリ菌の感染検査を導入されております。これは、各学校で実施されている尿検査の尿を用いて任意で感染の有無を調べるというものです。ピロリ菌は、ほとんどが5歳以下の乳幼児期に家族などからの経口感染で、長い時間をかけて徐々に胃を荒らし、胃炎や胃がんを引き起こすため、感染している場合はなるべく若い時期に除菌治療をすることで予防する効果があると考えられております。胃がんは予防できるがんと考えられているため、胃がんのリスクを早期に取り除く事業が全国各地の自治体で始まっております。我が町も子どもたちの健康を守るため、また中学生の授業でも病気やがんのことに触れる機会のある時期に検査を行うことはがん検査の必要性を考えるよい機会となると考えます。我が町も中学2年生を対象にピロリ菌の抗体検査と除菌を無料で行ってはどうか、町長のお考えをお伺いいたします。

次に、乳幼児医療費助成制度についてお伺いいたします。乳幼児医療費助成制度につきましては、児童手当や出産育児一時金などと同じく経済的側面から子育て支援を行う大変重要な施策となっており、この事業の拡充については本町のまちづくりと深くかかわる大きな課題の一つと認識しております。昨年8月より医療費助成制度が拡充され、高校生までの入院費が無料となり、子育て世代にとって安心がまた1つふえました。お母様たちが笑顔で会話されており、ほほ笑ましい光景を目にする機会もありました。また、窓口での立てかえ払いも不要となり、これは助かるとの喜びのお声も届いておりました。

そこで、現在まで何名の方が入院費の助成を受けられたのかお尋ねいたします。

子育て支援の観点からも、やはり通院費無料の年齢拡充を望むお声がとても多くあります。現在は札幌市と同じ小学校就学前までの助成となっております。小学校に上がり、環境の変化やまだまだ自己管理もできず、病気になりやすいため、受診の際、交通費も含め子育て世代の経済的負担は大きいのであります。昨年の拡充に対しましても、限られた予算の中、一歩でも前進して拡充してくれたことに町民からも高評価の声も届いております。少子高齢化が進む中、子育て世代と若い世代の定住化を図るという視点においても子育て世代が未来に安心と希望を持って住んでいられるよう、例えば段階的に3年生まで、6年生までなどと、さらには要望の多い義務教育終了時までと年度ごとにしっかりと予算を確保し、拡充に力を入れていくべきと思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（後藤正洋君） 五十嵐君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。



○町長（宮司正毅君） 五十嵐議員の一般質問にお答えいたします。

まず初めに、ピロリ菌検査についてのご質問ですが、議員ご指摘のとおり、私もピロリ菌の感染が胃がんの発症に大きくかかわっているということを認識はしております。議員から高槻市や佐賀県でもうこれを取り入れているというお話がありましたが、実は道内の自治体も約2割程度の自治体が既にこれを実施している状況であります。ただ、町としては、現段階では受診者が限られている特定健診と同時に行うということではなく、むしろ血液検査や尿検査など簡易なピロリ菌検査の実施方法、あるいは検査費用の公的負担について、それからまたさらにおっしゃっていた中学生のピロリ菌検査と除菌について、こういったものはこれから教育委員会との協議も踏まえて導入すべきかどうかの検討をする必要があるというふうに考えております。実は、町にとって非常に身近な存在であります北海道医療大学の浅香学長はピロリ菌の世界的権威なのであります。私もよく学長からピロリ菌のお話はたたき込まれていまして、先生に言わせると、ピロリ菌さえ子どものころから除去していけば胃がんは絶滅できるのだというぐらいのお考えを持っておられます。ですから、医療大学の学長、それから医療大学そのものもご協力も得て、町民への講演会などを実施して、胃がんとピロリ菌の関連性だとか、あるいは予防だとか治療等についてのご講演をいただいて、町民の意識を高め、そして施策を実施していくことがいいのかなと、こんなふうに考えております。

次に、乳幼児の医療費の助成制度についてですけれども、まず何名の方が入院費の助成を受けられたのかというご質問ですけれども、昨年度入院費の助成対象になった方の数は延べ60人で、金額的には合計224万円の助成をしております。このうち、入院費の助成対象年齢を引き上げた昨年8月から新たに助成を受けた方というのが延べ16人で、金額としては合計45万円の助成になっております。乳幼児医療費の助成事業は、子育て世代を呼び込むための有効な事業の一つというふうに私も認識しております。ですから、議員ご発議のように何らかの助成をしていくことが好ましいとは思いますが、ただ段階的に助成を拡大していくことが望ましいのか、あるいはインパクトがあるように一度にぱっとやったほうがいいのかということについては、きのうも鈴木議員の答弁のときに申し上げたのと同じですけれども、効果をしっかり見きわめた上で方策を検討してまいりたい、こういうふうに考えております。

以上、五十嵐議員への一般質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（後藤正洋君） 五十嵐君。

○2番（五十嵐信子君） ご答弁ありがとうございました。ピロリ菌に関しまして、私も医療大学の学長が見識が高いということを承知しております。町長の前向きなご答弁をいただきまして、これから町民に対してピロリ菌の除菌が胃がんを予防する、絶滅させるといった観点からしましても周知していただければと思います。ぜひ期待しておりますので、よろしく願いいたします。

医療費助成制度につきましても、昨日のご答弁で一気にやっていったほうがいいのでは

というお話もありましたけれども、この点に関しても町民の若い世代の方が交通費とかも、ご主人もいらっしゃらなくて、急に車で、タクシーを使って札幌まで受診に行って何千円も交通費がかかると、そういう現状もあります。なので、医療費負担の観点から見しても、本当に望む声がたくさんありますので、ぜひ前向きに検討していただければと思います。これは要望とさせていただきます。よろしく願いいたします。

ありがとうございます。

○議長（後藤正洋君） 以上で五十嵐君の質問を打ち切ります。



### ◎散会の宣告

○議長（後藤正洋君） 本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

あすは午前10時から会議を開きます。

本日はご苦労さまでございました。

（午前11時04分）

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成29年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成29年第3回当別町議会定例会 第4日

平成29年6月21日（水曜日） 午前10時00分開議

議事日程（第4号）

開 議

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 総務文教常任委員会報告

（労働組合運動を萎縮させ、市民監視社会につながる「共謀罪」の「慎重審議と現行法でのテロ対策強化を求める意見書」の提出を求める陳情）

第 3 総務文教常任委員会報告

（「テロ等組織犯罪準備罪（共謀罪）法案」の慎重審議を求める意見書の採択を求める陳情書）

第 4 報告第 1号 平成28年度当別町一般会計繰越明許費繰越計算書について

第 5 報告第 2号 専決処分の承認を求めることについて

（和解及び損害賠償額の決定について）

第 6 報告第 3号 専決処分の承認を求めることについて

（和解及び損害賠償額の決定について）

第 7 議案第 1号 固定資産評価員の選任について

第 8 議案第 2号 農業委員会委員の任命について

第 9 議案第 3号 農業委員会委員の任命について

議案第 4号 農業委員会委員の任命について

議案第 5号 農業委員会委員の任命について

議案第 6号 農業委員会委員の任命について

議案第 7号 農業委員会委員の任命について

議案第 8号 農業委員会委員の任命について

議案第 9号 農業委員会委員の任命について

議案第10号 農業委員会委員の任命について

議案第11号 農業委員会委員の任命について

議案第12号 農業委員会委員の任命について

議案第13号 農業委員会委員の任命について

議案第14号 農業委員会委員の任命について

議案第15号 農業委員会委員の任命について

議案第16号 農業委員会委員の任命について

議案第17号 農業委員会委員の任命について

第10 議案第18号 平成29年度当別町一般会計補正予算（第1号）

議案第19号 当別町地域間交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を  
改正する条例制定について

議案第20号 当別町地域間交流拠点施設に係る指定管理者の指定について

第11 議案第21号 平成29年度当別町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

第12 議案第22号 当別町都市公園条例の一部を改正する条例制定について

第13 議案第23号 除雪グレーダ購入契約について

第14 陳情継続審査の件

閉 会

午前10時00分開議

出席議員（15名）

1番	佐藤立君	2番	五十嵐信子君
3番	鈴木岩夫君	4番	山崎公司君
5番	秋場信一君	6番	渋谷俊和君
7番	山田明君	8番	古谷陽一君
9番	稲村勝俊君	10番	石川和栄君
11番	岡野喜代治君	12番	市川正君
13番	高谷茂君	14番	島田裕司君
15番	後藤正洋君		

欠席議員（なし）

欠員（なし）

説明のための出席者

町長	宮司正毅君
副町長	増輪肇君
総務部長	堤和弘君
総務課長	長谷川明君
税務課長	佐藤剛一君
企画部長	二木勝義君
企画課長	長谷川道廣君
財政課長	山田雅俊君
道の駅室長	三上晶君
住民環境部長	江口昇君
環境生活課長	岸本昌博君
住民課長	乗木裕君
福祉部長	高取真由美君
保健福祉課長	山下勝也君
経済部長	舘田博道君
農務課長	高田訓之君
商工課長	森淳一君
エネルギー推進室長	熊谷康弘君
建設水道部長	吉尾雅昭君
建設課長	高松悟志君

建設課参事	中 渡 憲 彦 君
教 育 長	本 庄 幸 賢 君
教 育 部 長	山 崎 一 君
管 理 課 長	北 村 和 也 君
農業委員会次長	山 本 直 樹 君
代表監査委員	米 口 稔 君

**事務局職員出席者**

事 務 局 長	野 村 雅 史 君
次 長	中 出 徳 昭 君
係 長	浦 島 卓 君
主 任	瀬 戸 貴 裕 君

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○議長（後藤正洋君） おはようございます。ただいまの出席議員15名、定足数に達しておりますので、平成29年第3回当別町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（後藤正洋君） 議事日程ですが、さきに配付されております日程表により議事に入ります。



◎会議録署名議員の指名

○議長（後藤正洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第125条の規定により、

10番 石川和栄君

11番 岡野喜代治君

を指名いたします。



◎総務文教常任委員会報告

○議長（後藤正洋君） 日程第2、総務文教常任委員会に付託しておりました労働組合運動を萎縮させ、市民監視社会につながる「共謀罪」の「慎重審議と現行法でのテロ対策強化を求める意見書」の提出を求める陳情について、委員長の報告を求めます。

山田君。

○総務文教常任委員会委員長（山田 明君） 総務文教常任委員会報告書。

本委員会に付託された陳情について、平成29年6月15日、6月19日に委員会を開催し、慎重審議の結果、次のとおり報告する。

記、労働組合運動を萎縮させ、市民監視社会につながる「共謀罪」の「慎重審議と現行法でのテロ対策強化を求める意見書」の提出を求める陳情。

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案は、6月15日に参議院本会議で採決が行われ、賛成多数で可決、成立した。

本陳情書は、同法案の慎重審議と現行法でのテロ対策強化を求める趣旨であり、同法案成立を受けて、引き続き審議することの妥当性がなくなったものである。



よって、本件、不採択とすることが適当と認めた。

以上、本委員会の報告とする。

平成29年6月21日、当別町議会議長、後藤正洋様。

総務文教常任委員会委員長、山田明。

以上です。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「議長、討論」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 3番、鈴木君。

○3番（鈴木岩夫君） 日程2と3について反対の討論をしたいと思います。

日程2の委員会報告について、不採択ということで、反対討論を行います。

反対理由を述べます。1つ目は、6月15日の総務文教常任委員会において陳情者が趣旨の説明を行わないのかという問いに、委員長は今朝に参議院でその法案が成立したために、この陳情については審議する必要がないので、陳情者の趣旨説明についても行わない旨を伝えたにもかかわらず、その後の委員会審議の中でこの陳情について審査をしたことあります。陳情団体は、それぞれの団体がそれぞれの思いや願いを持ち、趣旨説明を準備してきました。それでも委員会の決定に従い、趣旨説明を行いませんでした。

2つ目は、6月14日に開催された本会議において、この陳情は総務文教常任委員会に付託されました。翌6月15日の総務文教常任委員会では、陳情者に委員長より、この陳情については審議する必要がない旨が伝えられました。であれば、議長が受理した後、所管の委員会に付託または会議の議題とする前に請願を取り下げる場合は議長の許可、委員会に付託または会議の議題とした後は議会の許可を得なければならない。この場合、請願者にもその旨を通知するという請願の受理、取り下げの規定に従い行い、手続が行われなければならないのではないのでしょうか。しかし、その後この陳情については審査の結果不採択とされました。私は、議会に送っていただき3年目になります。当別町議会は住民に開かれた議会を目指して議会改革の議論も行い、すぐ改善できるものはすぐ行うという対応を行ってまいりました。しかし、今議会の対応はこれまでの対応とは違い、住民の方々も戸惑っております。

地方自治法124条には議会に請願の受理権を認めた規定があります。議会は、その意義を尊重し、請願、陳情を誠実に処理することが望ましいのではないのでしょうか。最後にそのことを要望して反対討論といたします。

〔「議事進行」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 討論の挙手がありましたので、質疑を打ち切って討論に入りました。今反対討論がありましたけれども、議事進行がありました。討論を打ち切ってよろしいですか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 以上で討論を終わります。

それでは、本件については採決を行います。

採決は、起立によって行います。

本件について、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤正洋君） 起立多数です。

よって、本件はただいまの委員長報告のとおり決定いたしました。



### ◎総務文教常任委員会報告

○議長（後藤正洋君） 日程第3、総務文教常任委員会に付託しておりました「テロ等組織犯罪準備罪（共謀罪）」法案の慎重審議を求める意見書の採択を求める陳情書について、委員長の報告を求めます。

山田君。

○総務文教常任委員会委員長（山田 明君） 総務文教常任委員会報告書。

本委員会に付託された陳情について、平成29年6月15日、6月19日に委員会を開催し、慎重審議の結果、次のとおり報告する。

記、「テロ等組織犯罪準備罪（共謀罪）」法案の慎重審議を求める意見書の採択を求める陳情書。

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案は、6月15日に参議院本会議で採決が行われ、賛成多数で可決、成立した。

本陳情書は、同法案の慎重審議を求める趣旨であり、同法案成立を受けて、引き続き審議することの妥当性がなくなったものである。

よって、本件、不採択とすることが適当と認めた。

以上、本委員会の報告とする。

平成29年6月21日、当別町議会議長、後藤正洋様。

総務文教常任委員会委員長、山田明。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

3番、鈴木君。

○3番（鈴木岩夫君） 討論。

○議長（後藤正洋君） 質疑を省略して討論に入ってよろしいですか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） では、これより討論に入ります。

鈴木君。

○3番（鈴木岩夫君） 日程第3、総務文教常任委員会の報告に対する、不採択に対する反対討論を行います。

先ほど日程第2で述べた反対理由と同じでありますので、1つ目、2つ目、そして最後に要望を申し述べました。先ほどと同じ反対理由で反対いたします。

以上です。

○議長（後藤正洋君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 以上で討論を終わってよろしいですか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 以上で討論を終わります。

それでは、本件については採決を行います。

採決は、起立によって行います。

本件について、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤正洋君） 起立多数です。

よって、本件はただいまの委員長報告のとおり決定いたしました。



#### ◎報告第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤正洋君） 日程第4、報告第1号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） ただいま議題となりました報告第1号 平成28年度当別町一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして、提案の説明を申し上げます。

平成28年度当別町一般会計補正予算第6号第2条において議決をいただきました繰越明許費にかかわる個人番号カード交付事業、臨時福祉給付金支給事業、森林総合研究所分収造林地整備事業につきまして繰越計算書のとおり平成29年度会計に繰り越し、使用することについて地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

よろしくご審議をいただきまして、ご承認をお願い申し上げます。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、報告第1号は原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、報告第1号は原案のとおり承認することに決定いたしました。



◎報告第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤正洋君） 日程第5、報告第2号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） ただいま議題となりました報告第2号、専決処分の承認を求めることにつきまして、提案の説明を申し上げます。

平成29年4月19日に発生した車両の物損事故につきまして、当別町が支払う損害賠償額を27万9,933円と定め和解することについて、地方自治法第179条第1項の規定により平成29年5月24日付をもって専決処分をいたしましたので、これをご報告し、ご承認をいただくとするものであります。

よろしくご審議をいただきまして、承認をお願い申し上げます。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、報告第2号は原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、報告第2号は原案のとおり承認することに決定いたしました。



◎報告第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤正洋君） 日程第6、報告第3号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） ただいま議題となりました報告第3号、専決処分の承認を求めることにつきまして、提案の説明を申し上げます。

平成29年2月10日に発生した公用車の物損事故につきまして、当別町が支払う損害賠償額を9万5,153円と定め和解することについて、地方自治法第179条第1項の規定により平

成29年5月27日付をもって専決処分をいたしましたので、これを報告し、ご承認をいただくとするものであります。

よろしくご審議をいただきまして、ご承認をお願い申し上げます。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、報告第3号は原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、報告第3号は原案のとおり承認することに決定いたしました。



#### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤正洋君） 日程第7、議案第1号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） ただいま議題となりました議案第1号 固定資産評価員の選任につきまして、提案の説明を申し上げます。

地方税法第404条の規定に基づき市町村長の指揮を受け固定資産の評価を行い、市町村長が行う固定資産の価格決定を補助する固定資産評価員について、固定資産税業務を所管する総務部税務課長の職にある者を選任するため、同法の規定により、議会の同意を得ようとするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第1号は原案のとおり同意することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議案第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時19分

○議長（後藤正洋君） 再開します。



◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤正洋君） 次に、日程第8、議案第2号を上程いたします。

地方自治法第117条の規定により、ただいま稲村議員は除斥の対象となりましたので、退席を求めました。

それでは、提案理由の説明を町長よりお願いいたします。

町長。

○町長（宮司正毅君） ただいま議題となりました議案第2号 農業委員会委員の任命につきまして、提案の説明を申し上げます。

農業委員会等に関する法律の一部改正により、従来の公選制から市町村長の任命制になったことは、ご高承のとおりであります。今回の農業委員会委員の任期満了に当たり、広く公募したところ、16名の応募がありました。稲村勝俊氏は、現職の農業委員及び農業団体の役員として広く農業分野にかかわり、みずからも長年農業に従事していることから、同法の規定の農業に関する識見を有し、農業委員の職務を適切に行える者であるとの評価委員会からの意見を踏まえ、判断した結果であります。同委員に同氏を任命するため、議会の同意を得ようとするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

14番、島田君。

○14番（島田裕司君） ただいま議案第2号 農業委員会委員の任命について、稲村勝俊さんを議会の同意を求めるということで町長より提案がございました。この点についてお伺いしたいと思いますけれども、さきに行われた所管の委員会の中で一定の質疑はさせていただきましたが、本日任命された町長がおりますので、町長の考えをぜひ聞きたいという、そういう趣旨がございましたので、改めて再度お伺いをしたいと思います。

まず、1点目なのですが、農業委員の選出方法が今回からただいま説明がありましたように公選制から任命制に変わったということで、今までは選挙制と市町村の任命制の併用だったのです。16名の農業委員に対して12名は選挙で選んで、残り4名については学識経験者という条例の規定によって、議会から1名選出する、そして農協から1名、共

済組合から1名、土地改良区から1名、そういう形で16名の農業委員を構成していたということでもあります。それが今回から農業委員16名全ての委員について町長が任命をするというふうに制度が見直されて、今回初めての機会だというふうに捉えております。そういう意味で、今回平成27年の法律改正で改正されたわけですが、なぜ従来の選出方法が見直されて今回のように町長が全て選任して一元化するという、この趣旨です。その経緯も含めて町長はどのような認識を持っておられるのか。

ということは、それだけ農業委員会が今までいろんな農業者のアンケートによると、活動が見えないとか、農業委員会自体の活動が低調だとか、名誉職になっているのではないかと、そういったいろんな批判もあって、政府はもっと機動的に農業委員会が動きやすい体制にすべきだという観点から今回見直されたというふうに私は承知しているのですが、その辺を町長がどのような認識を持って受けとめ、今回の制度が見直されたという、その辺の認識をまずお伺いした上で、次の質問に入りますけれども、2点目は、私を含め多くの農業者あるいは町民がこの議案に対してちょっと理解できない、そういう疑問を感じている点があります。それは何かというと、今回提案されている委員、稲村さんは皆さんご存じのように町議会議員でありますし、また先般の委員会で示された応募状況の資料によれば、稲村氏を推薦されている6人の人全てが町議会議員であるということです。その6名についても2つの会派の6名で、有志の議員が推薦人になったというこの間の説明もありました。それと、推薦する区域はどのような区域かということ、いろんな地区に分けて、その地区から3名以上の推薦人をもって農業委員に推薦、地区から上がっているわけですが、稲村議員の場合については全区域の推薦だと、16名の中でただ一人全区域からの推薦という形、今回そのような経緯をたどっております。これらを見まして、本当に誰が見ても公平、中立の選任と言えるのかと、これが私を含めてですが、多くの農業者の中でそういうことが言われているということで、私は今回あえて質問させていただいております。

というのは、これまで農業者という立場で自分たちの農業委員会の委員を選んでこれた、そういう権利があります。しかし、今回から見直しによって町長が全て任命する。しかし、議会の同意を得るというのが、それが公平性、中立性を保つ担保だというふうに私は思っておりますし、見直された法の精神もそういうことで、町長はどなたを選任されても構わないけれども、ちゃんと議会で同意をいただきなさいと。それが公平にその選出プロセスもちゃんと明らかにして住民に説明をする責任が、私は納得いく説明責任があるのだろうなというふうに思います。そういう意味で今回質問して、どのようなプロセスを経て16名の委員を選出して、今議会の同意を得ようとしているのか、その辺の経緯を町長みずから答えていただきたいと思っております。というのは、農業委員会というのは、農地の権利の移譲の許可とか、集積とか、農業者にとっては権利、利権がかかわる極めて公平性、中立性が求められている行政委員会だというふうに思っております。そういった意味で、町長は今回農業委員会の公平性、中立性をどのように担保して委員を選出してきたのか、その辺のこ

とをお伺いし、議員を農業委員に選任して、その公平性、中立性は担保されるのかどうか、その辺についてもお伺いをしたいと思います。

○議長（後藤正洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時30分

○議長（後藤正洋君） 再開します。

ただいまの島田君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） 幾つか質問がたくさん出てまいりました。若干ご質問の趣旨がわからない点がありますので、それについて答えがなかった場合にはお許しをいただきたいと思えます。

まず、なぜこういうふうに変ったのかということへの理解は、今島田議員がご説明されたこと。多少加えれば、農地の最適化という非常に大きな命題を町の施策と農業の施策とをしっかりとお互いが共有しながら進めていくことがまちづくりには非常に必要だろうということも恐らく今回の改正の一つの考え方だったのかなど。あるいは、もう少し若返ろとか、女性も入れなさいとか、こういった幾つかの新たな施策が盛り込まれているというふうに思えます。

それから、稲村議員を任命するということについてのご質問ですけれども、この点のご質問の趣旨が若干私には奇異に感じるところがあります。それは、これは今回推薦された方、稲村さんも推薦する側も一町民として推薦され、推薦をしたというふうに使われます。推薦者も被推薦者も一町民であるというふうには私は認識しております。ですから、今まで稲村さんが現職の農業委員、あるいは農業団体の役員として広く農業にかかわってきたということも先ほど任命するに当たっての私の判断としてはありますけれども、昨年12月にこの議会で皆さんの議論を経て制度の改正を行って、その改正のルールに基づいて推薦を受け、その推薦された方で、この人は不適合であるということがない限りはそのルールに基づいて任命をするということで決めたことでもあります。ですから、ご質問でなぜ議員を選んだのかとか、議員が推薦したというお話については、議員であるからとか、議員でないということについての観点の一つの要素ではありますけれども、大きな要素ではありません。

それから、もう一つ、議員は、今まで前回までは一つの枠が議会のほうにお願いをして推薦していただいていたわけですけれども、今回はそういうものがなくなりましたので、議会に対しては何らお願いもしていません。一般の公募と、あとは推薦ということによっておりますので、それが議員であったか、議員でなかったかということについては我々側



からすると何らそこは大きな要素にはなっておりません。ただ、議員はすべきではないとか、そういったことがこの改正の趣旨にあるのであればということもありましたので、そこはしっかり我々も確認をしましたが、議会議員が個人の立場で応募すること、あるいは議員を含む有志の推薦を受けることに関しては何ら妨げるものではないとしっかり見解も示されておりますので、今ご質問のあれに全部答えになったかどうかわかりませんが、我々としては極めて淡々と決めた。昨年の12月に皆さんの議会の承認を得て決めたルールに従ってやっとなら、ということでもあります。

以上でございます。

○議長（後藤正洋君） 島田君。

○14番（島田裕司君） 再質問させていただきます。

推薦された稲村さんもそうですし、推薦した議員6人の方についても一町民という立場で今回農業委員の募集に応募されて、今回提案されてきたという町長の説明でしたけれども、委員会の説明では一議員としてというような、有志の議員6名が一議員の稲村さんを推薦したのだというふうに私は聞いたのですけれども、その辺の答弁は委員会の答弁と町長の認識というか、見解はちょっと違っているなというふうに感じております。それはそれとして、議員であっても農業委員に選任することは何ら問題ないのだという答弁です。それは、委員会でもそういう答弁でした。議員がこういう形で6名という多くの推薦者をもって上がっていった場合、町部局としては、議会選出の委員でないから、当然評価委員会の中で特別な不適格な意見もないので、当然のように選任してきたのだと、何ら問題ないということですが、私が言いたいのは、今回農業委員会の選出の見直しが可能になったのは、先ほど町長も言われたように、もっと活性化させたり、これまでの選挙制度を廃止して、議会推薦、団体推薦などの選任制度を廃止して、町長が本当にこの人に農業委員をやってもらいたいのだと、そういう人を選びやすくするために今回なったわけですから、なぜそういうことができるようにしたかということは、最後は議会の同意を得なくては行けないと、こういうことで見直しの公平性の担保になったということなんです。

ですから、議会で議決するといっても、今ここには議長を除く14名の議員がおりますけれども、そのうち議会の議決、同意を得るには7名の議員が同意すればいいわけです。議決する立場の議員6名が推薦者となって、それは一個人だったといってもそれが果たして、議員が議員を選んで、議会で選んだのだから、これは何ら問題ないにしても、けれども私はそういうことはすべきではないのではないのかなという考えを持っているものですから、今こういう質問になっているということで、ご理解をしていただきたいと思います。

そういった意味で、今回のこの選任について町長は、もっと幅広く青年や女性の委員を積極的に登用すべきだというふうに法律でなっているわけですが、そういう動きを本当にしたのかどうか、この辺についても再度質問させていただきます。

○議長（後藤正洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時46分

○議長（後藤正洋君） 再開します。

答弁を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） まず、議員ということが担当部局と今の私の説明が違うというお話がありましたけれども、今部局とも話をしましたけれども、趣旨は全く同じでございます。ですから、私はその会議に出ていませんから、そこでどういう議論がされたかというのは私自身は今わかりませんが、確認をしたら、私が申し上げている町民という形での推薦であり、町民という形で被推薦者になられたということでもありますので、これはそのようにご理解をいただきたいと思います。

それから、町長や役場が若い人だとか女性とか、その趣旨に従えばそういう願望はもちろんありますけれども、私たちがどなたかそういう方に声をかけて、個人的に、あるいは組織的に誘導するなんていうことができるわけありません。ですから、条例で定めたルールの中で着々とそれを進めていくというのが私たちでありまして、それを我々が、例えば私自身が誰かにやれよとか、誰か推薦させろなんてことをもしやったら、そのほうが私は問題があるだろうと。ですから、島田議員がそういうことをやるべきだというふうなご趣旨で言われたとしたら、そのこと自体に私は疑問を持ちます。

それから、もう一つ、議員が入っていると活性化がおくれるとか、そんなご趣旨のご質問もありましたけれども、農業に関心を持った、あるいは農業委員会の役割をしっかりと認識した方であれば、それは議員であろうと議員でなかりょうと、農業者であろうと農業者でなかりょうと、推薦を受けてこられた方の中で私たちが選任をさせていただくと、こういうことでもあります。

今のお話聞いていますと、12月の改正をしっかりと把握されておったのかどうか僕にはわかりませんが、もしご自分が推薦したい人がいたら推薦されればよかったわけです。推薦されていないのだから、推薦された中で今私たちが被選任者が全て今回の農業委員の趣旨に合った方であるという判断をして今回決めたわけでございますから、その辺の誤解のなきようお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（後藤正洋君） 島田君。

○14番（島田裕司君） 最後に確認させていただきますけれども、あくまでも今回の稲村議員、被推薦人は一町民なのだと、そして推薦された6人の議員も一町民としての推薦だったというふうに答弁されたということでもあります。しかし、果たしてこれが、農業者や一般の町民が、このような形で推薦者が本当に町民という立場で推薦したのかなと非常

に私は疑問が深まったなというふうに今聞いていて思いました。この点については賛成もできませんし、法の改正をしたという趣旨が僕と町長の認識がやっぱり違うのだなと思います。議会で同意するという改正の一番の責任の重さというのは、町長と議会が本当に責任を負うのだという、責任が重いのだということだというふうに思います。今まで農業者の選挙で選ばれていた人を今度は町長が全て任命して、議会が同意をするという、これはその人たち、選挙される方の権利全てを議会と町長が公平性や中立性の担保をするという、そういう重大な責任がありますので、議会で議決するという意味、この意味が非常に大きい。そういう中で今回選任を提案されている人、そして被推薦者の方も全て議員だということ、議員が議員を推薦して、それは規則ではできるかもしれませんが、これが本当に町民が理解できるには私は非常に苦しい説明だったなというふうに思っております。そういったことで、質問を終わりますけれども、この件については同意できないということをお伝えいたしまして、質問を終わります。

○議長（後藤正洋君） ほかに質問ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） この件につきましては、討論の申し出がありますので、これより討論に入りたいと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） では、討論に入ります。

最初に、本案に対する反対の発言を認めます。

渋谷君。

○6番（渋谷俊和君） それでは、反対討論をさせていただきます。

今の島田議員と答弁のやりとりを聞いてもそうなのですが、議会推薦の町のいろんな委員に対する任命、平成17年からそれをやめていこうという話がありまして、土地開発公社の理事の派遣も議会のほうからはやめた。今回は公選ですから、そういった点ではそのこととは違いますが、しかし議会の推薦ではないけれども、実質的に6人の議員の連名による推薦という形では、形の上では議会推薦ではないけれども、それと同じような中身も受け答えを聞いていて感じるわけです。ですから、できればやっぱり農業者の中から、なおかつ女性や青年の農家の方たちを大いに活用して農業委員会のそういう選出の仕方を変えていくのだと変えた趣旨からいっても、その点では私は今回の提案については賛成できない。

もう一つは、提案された人間が不適切であるということも私はあわせて、議員の関係含めてと不適切だということをおわせて賛成できない、反対せざるを得ないということを訴えたいと思います。

以上です。

○議長（後藤正洋君） 次に、賛成討論です。

岡野議員。

○11番（岡野喜代治君） 私は、本議案に対しまして賛成の立場から討論に参加をさせていただきます。

まず、今ほどの質問にもいろいろございましたが、稲村議員がこの議案の被推薦人として全く問題のない方であるということをお訴えしたいと思えます。稲村議員の推薦の理由につきましては、今ほど町長がきっちりと説明をされておりましたので、そのようでございますけれども、私は加えて、農業委員の推薦の条項の中に地域に貢献をするというような項目もございます。皆さんもご承知かとは思いますが、稲村議員は地域では農業を40年近くですか、正確にはわかりませんが、長きにわたって農業を続け、そして地域にあっては、当時部落会長というのですか、町内会長、自治会長を請われて長くやっておられました。また、農業におきましても、土地改良区で理事として長きにわたって務められております。そして、稲村議員が地域に貢献度が非常に高いと思えますのは、北海道の農業改良普及所がございまして、ここの現地調査というのがございまして、水稻の数十種類の品種をこの当別の地に合うのか、合わないのか、そういった試験を道がなさっております。そのときに、当別町に農家はたくさんあるのですけれども、稲村議員がみずから自分の圃場を提供して、そしてその試験を長きにわたってやってきた。これは、当別町農業にとりまして、稲作にとりまして非常に貢献度の高い価値のある実証実験でございます。そういったことをみずから進んでやってこられた稲村議員がなぜ農業委員として不適切なのか、私にはちょっとわかりません。私は、稲村議員がいかにこの地域に貢献し、そして農業に対する識見も広く持っていらっしゃるということで、稲村議員が委員としてなにあたることは何ら問題はないと、それどころか、今反対された方もぜひ心を翻して賛成をしていただければありがたいなというふうに思っております。

以上、簡単ですが、賛成の意見とさせていただきます。どうぞよろしく願います。

○議長（後藤正洋君） さらに反対討論ありますか。

14番、島田君。

○14番（島田裕司君） ただいま提案されている議案に反対の立場で討論を行います。

今までの質疑の中でも明らかになったように、今回推薦されて議会の同意を得ようとしている稲村さんは一個人だと、そしてそれを推薦している6名の推薦の方も一町民として推薦されたという答弁は非常に納得ができません。応募状況等の資料、これは公表されている資料ですが、推薦者が古谷陽一さん、市川正さん、山田明さん、岡野喜代治さん、山崎公司さん、佐藤立さん、この6人。こういう形で推薦になると、大抵の町民の方は議員さんだなというふうに思います。それは、議員だからだめではないということですが、しかし稲村議員をこの議場で議会の議員が議決するという、その重さからいうと、先ほど質問の中でも言いましたけれども、議長を除いて、本人は除斥していますので、

13名しかいない中で、一町民だといっているにもかかわらず、6名の議員がその議決に加わっているわけです。そして、これから議案に出てくるそれ以外で議会で同意しようとしておられる委員さん方は、議会で反対討論されても賛成討論すらできない立場です。たまたま今回稲村さんが議員だから、そして推薦者も議員だから、こうやって賛成討論、反対討論という権利があって討論ができますけれども、議員でないそれ以外の15名の委員さんについてはそれがいいとか、悪いとか、賛否にも全然加わることも当然できませんよ、議員でないのだから議場にいないのですから。ですから、そういうことを考えてみるだけでも公平な、そして中立な選出の方法ではないと私はそう思います。

そして、農業委員会というのは、先ほども言いましたように農地の権利の移譲、これを許可するとか、しないとか、本当に重要な権限があるのです。特に今回は16名全て同じ選任のされ方ですので、議員の委員も普通の委員も同じ権限です。ということは、議員の権限を持ちながら、権利というか、いろんな議決する立場与えられている上にそういう立場になると非常に私は公平性、中立性に欠けてくるのではないのかなというふうに危惧をしております。今回16名選任される中には利権関係のない中立の立場の委員を必ず入れなさいというふうになっています。それでは女性の方、後ほど議案に出てくる女性の委員1名だけですよ、中立の立場での委員という形は。ということは、稲村さんは一農家の個人の委員さんかもしれないけれども、議員という立場の権限を一方では持っているわけで、僕は何度も言いますが、中立性、公平性という立場からいうと選任すべきではないのだろうなというふうに思っております。今回こういう形で議決がされれば、また3年後、改選のとき同じように、先ほど町長は、では島田さんも誰か推薦人、もらってすればよかったのではないかと回答もありましたけれども、それなら3年後またいろんな会派から多分そういう形で出てくると思います。私は、そういう提案は絶対すべきでない、そしてそういう前例はつくるべきでないというふうに思っております。

稲村さんは、今賛成討論であったように立派な、決してその人が僕はだめだと言っているわけではなくて、確かに農業についても造詣も深いし、地域の農業についての振興が非常にこれから期待される方だというふうに思っております。そういった意味で、私は長くそういう活動を稲村さんがされているからこそ、長きにわたって議員となって議員生活をされて、地域から議会に送り出されて、そして全区域からの議員として、そういう立場で議会で農業行政だけでなく、いろんな行政についても活躍されている。だから、特にそういう立場でなくても議会という立場があるのですから、稲村さんにはぜひそういう立場で頑張ってくださいというふうに思っております。

以上で私の反対討論とさせていただきます。

○議長（後藤正洋君） 8番、古谷君。

○8番（古谷陽一君） 稲村勝俊さんの農業委員会委員の任命について賛成の立場で討論を行います。

農業委員の選出方法が公選制及び選任制から任命制に変わり、稲村勝俊さんにおいては

推薦及び応募の方法やその資格についても何ら問題はなく、最適者であると思っております。また、当別町議会議員は農業委員にはどうかという話がありましたが、私はそれにこだわる必要はないと思っております。それと、人格についての話がありましたが、確実なあかしのない話であり、そのような話は議論ができないのではないのでしょうか。

さて、当別町の基幹産業は農業であります。農業の発展が当別町の発展にも大きくつながっていくものと思っております。当別町において農業委員の役割は非常に大きいものと思っております。私は稲村勝俊さんの人柄についても若干お話をさせていただきますが、稲村さんは青年期には4Hクラブに入会し、農業技術の習得に努められ、約40年以上にわたり農業を経営されております。そして、現在に至っているところであります。私も農業を営んでおまして、農業に従事をして今までの長い間にはいろいろなことがありまして、台風や冷害、また病害虫や干ばつ等の被害を受けることもあり、そのほか言葉ではいいあられさせないような苦悩もありました。みんながそうだとは限りませんが、それらのことを乗り越えて今第一線で営農に取り組んでいるのが農業者の実態であろうかと思えます。稲村さんもその一人ではないかなと思っております。稲村勝俊さんは、多くの人々から信頼が厚く、各農業団体の役職につかれ、現職の農業委員として農業の振興に尽くされています。そして、当別町議会議員であります。議員の立場では町行政の諸行事やイベント等、また町民からの要望や交流、そして対応等があり、時には土曜日や日曜日、また祭日や休日に関係なく活動しなければならないこともあり、非常に忙しい立場であることはご承知のことと思えます。そんな中で、仲間から推薦され、農業委員として出ることには大変な覚悟と強い信念を持たれていることと思えます。

当別町は、かつて石狩支庁管内で最も豊かな農村であったことはご承知のことと存じます。また、以前には当別町産米、すなわち当別町の米の生産量が50万俵を突破し、全道の穀倉地帯とまで言われたことがありました。これからも当別町の農業はすばらしいと誰からも言われるように努めなければならないのではないのでしょうか。そのためにも農業委員の役割は非常に大きなものがあると思っております。稲村勝俊さんにおいては、農業とはどういうものか、どんなところに問題があるのか、身をもって体験していることと思えます。私は、稲村勝俊さんが農業委員としてその能力を当別町農業のために十分発揮してくれることを確信しております。どうか皆さんのご理解とご支援を稲村勝俊さんに賜りますよう心からお願いを申し上げまして、賛成討論といたします。

○議長（後藤正洋君） ほかに討論ありませんか。

4番、山崎君。

○4番（山崎公司君） 私は、稲村勝俊さんの農業委員に賛成の立場で討論いたします。

既に12月議会で承認されました当別農業委員会の委員の選任に関する規則、委員候補者評価委員会、これに基づいて選任されており、全く問題ないと私は思います。稲村さんは、夫婦あるいは親子の関係で非常に前向きに農業に取り組んでおられる姿が見られます。私も議員として2年経過し、3年目に入ったわけですが、一緒に議員活動をしていても、私

の未熟な考えあるいは行動にもいろいろとアドバイスもいただきます。人格的にも地域から多大な信頼を得ております。特に当別町の基幹産業である農業、昨日、一昨日も私申しましたが、人口減少の中で大変これから苦勞する産業でもあります。しかしながら、それを踏まえて将来を見据えた農業経営を私は高く評価しております。私は、一町民として自信を持って稲村さんを推薦いたしますので、皆さんの同意をお願いいたします。

以上です。

○議長（後藤正洋君） そのほか討論ありますか。

7番、山田君。

○7番（山田 明君） 私は、稲村さんの農業委員の任命について賛成の立場で討論に加わりたいと思います。

まずもって皆さんに言っておきたいのは、私は推薦人の一人として、議員としての立場ではなく、一民間人としての立場で、議員としての稲村さんを推薦したわけではなく、一農業者としての稲村さんを推薦したということをここで申し上げておきたいというふうに思います。昨年農業委員会等に関する法律が改正され、農業委員の選出方法がこれまでの公選制及び選任制から任命制に変わりました。この辺の件につきましては、先ほど町長の答弁の中でも申し述べられていますので、割愛しますけれども、その中で推薦を受ける者の資格として、農業に関する識見を有し、農地などの利用の最適化の推進に関する事項、またその他の農業委員会の所掌に関する事項に対し、その職務を適切に行うことができる者とあります。また、評価の基準項目としても、農業者であり、農業に関する知識も豊富であること、また信頼性、農業委員としての実績を考慮することとあります。農業委員としての資格及び評価基準の観点から、稲村さんは農業委員として最適であると判断し、推薦者の一人として署名しました。

よって、この人事案件に関し、賛成の立場で討論いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（後藤正洋君） そのほか反対も含めて討論ありますか。

12番、市川君。

○12番（市川 正君） 議案第2号 農業委員会委員の任命について賛成の立場から討論をいたします。

昨年第8回定例会において、国の農業委員会等に関する法律の改正に伴い、当別町農業委員会の委員の選任に関する規則が議決されました。本年7月19日で現農業委員が任期満了となることから、議決された規則によつての選任の提案であると考えます。議会議員は議決責任、議決の説明責任が求められます。稲村さん推薦に対しましては、規則に抵触することが全くないと考えます。私は、第1点目としまして、規則に沿ったプロセスを経た選任であると思います。2点目として、稲村さんは45年以上農業に従事されている認定農業者であります。現在議会推薦により農業委員として当別町農業の推進に尽力しております。これからの農業は課題が山積しており、健全化のスピードが加速し、大きく時代が変

わってまいります。これまでの豊富な経験を生かして、農業委員として当別町農業を進め  
ていただきたいと期待をしております。

以上、2つの本案賛成の理由を述べさせていただきました。深い見識と豊かな人格、識  
見を持つ稲村さんの任命同意に議員の皆さんには全員賛同をお願いいたしまして、賛成討  
論といたします。

○議長（後藤正洋君） ほかにありますか。

1番、佐藤君。

○1番（佐藤 立君） 私は、ただいまご提案いただいている議案第2号について賛成の  
立場から討論をさせていただきます。

賛成の理由は大きく2点ございます。まず、第1点、今回の提案にあります稲村勝俊さ  
んが農業委員として資質として適任であるということ。もう一点が今回の提案が法の趣旨  
に照らして、手続において全く適正に行われているということ。以上2点でございます。  
以下、内容について簡単にお話をさせていただきます。まず、1点目、資質として適任で  
あるということ。これは今まで他の議員からも多く賛成の討論でございましたが、当別町  
において非常に長きにわたり農業に従事され、さらに現在農業の長い経験に安住すること  
なく、今後の当別町の農業の未来について幅広い視野、また識見を持って、常に問題意識  
を持って行動されている方と認識をいたしております。よって、当別町の今後の農業にお  
いて重要な役割を果たす農業委員としては全く適任の方であると考えております。また、  
2番目の点、手続についてですけれども、これについても法律、また当別町の条例に従っ  
て適切に行われておりますし、町の提案についても手続に沿って問題なく行われている。  
また最終的に議会の同意ということで公平性が担保されるわけでありましてけれども、その  
点についてもこういった形で議論を挟む中で多くの議員が各自で考え、そして適切に判断  
をされることによって公平性というのは問題なく担保されるものだと考えております。

ですので、私は今回の提案については全く問題がないものと考えておりますので、賛成  
の立場から討論をさせていただきました。ぜひ議員各位におかれましても賛成の立場で採  
決に加わっていただければと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（後藤正洋君） ほかに討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 以上で討論を終わります。

それでは、本案については採決を行います。

採決は、起立によって行います。

本案について、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤正洋君） 起立多数です。

よって、議案第2号は原案のとおり同意することに決定いたしました。





◎議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号  
議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第  
12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第1  
6号、議案第17号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤正洋君） 日程第9、議案第3号から第17号は一括上程いたします。  
提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） ただいま一括議題となりました議案第3号から議案第17号までの  
農業委員会委員の任命につきまして、提案の説明を申し上げます。

農業委員会等に関する法律の一部改正により、従来 of 公選制から市町村長の任命制にな  
ったことは、ご高承のとおりであります。今回の農業委員会委員の任期満了に当たり、広  
く公募したところ、16名の応募がありました。選任に当たりましては、同法の規定の農業  
に関する識見を有し、農業委員の職務を適切に行える者であること、また委員の年齢、性  
別等に著しい隔たりが生じないよう配慮すべきこと、利害関係を有さない者を含めること  
などの要件に基づく評価委員会からの意見を踏まえ、判断した結果、同委員に吉成賢二氏、  
狩野菊恵氏、岸本辰彦氏、古熊健一氏、青山眞士氏、且見英和氏、才田利幸氏、菊田実氏、  
泉和浩氏、佐々木章史氏、山田裕一氏、重原昌章氏、石田秀人氏、秋吉稔之氏、森本茂氏  
を任命するために、農業委員会等に関する法律の規定により議会の同意を得ようとするも  
のであります。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。  
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。  
〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第3号  
から議案第17号は原案のとおり同意することに決定してよろしいでしょうか。  
〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議案第3号から第17号は原案のとおり同意する  
ことに決定いたしました。  
暫時休憩いたします。

休憩 午前11時25分

再開 午前11時30分

○議長（後藤正洋君） 再開します。



◎議案第18号、議案第19号、議案第20号の上程、説明、質疑  
採決

○議長（後藤正洋君） 日程第10、議案第18号から第20号は関連がありますので、一括上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） ただいま一括議題となりました議案第18号から議案第20号までの関連議案につきまして、提案の説明を申し上げます。

最初に、議案第18号 平成29年度当別町一般会計補正予算（第1号）についてであります。本補正予算は歳入歳出ともに1,568万3,000円を増額し、その総額を93億6,358万円といたしました。

補正額につきましては、1ページから2ページに記載の「第1表 歳入歳出予算補正」をお目通しいただきたいと存じます。

次に、債務負担行為につきましては、3ページに記載の「第2表 債務負担行為」をご高覧いただきたいと存じます。

歳出の主なものといたしましては分収造林地整備業務委託272万円、当別町本通商店街街路灯LED化工事490万円、北栄団地修繕工事330万9,000円などを増額するもので、この財源といたしましては道支出金293万円、繰越金263万3,000円、諸収入1,012万円を増額して措置いたしました。

次に、議案第19号であります。当別町地域間交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。去る平成29年4月21日に国土交通省による道の駅の登録が完了したことに伴い、当別町地域間交流拠点施設の名称を北欧の風道の駅とうべつと改正するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第20号 当別町地域間交流拠点施設に係る指定管理者の指定についてでありますけれども、当別町地域間交流拠点施設の指定管理者に株式会社t o b eを指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものであります。

以上議案3件につきまして、よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第18号から第20号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議案第18号から第20号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



### ◎議案第21号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤正洋君） 日程第11、議案第21号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） ただいま議題となりました議案第21号 平成29年度当別町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案の説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出ともに1,461万7,000円を増額し、その総額を25億6,209万2,000円といたしました。

補正額につきましては、1ページから2ページに記載の「第1表 歳入歳出予算補正」をお目通しいただきたいと存じます。

歳出といたしましては総務費1,461万7,000円を増額し、この財源として国庫支出金896万9,000円、道支出金564万8,000円を増額して措置いたしました。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第21号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議案第21号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



### ◎議案第22号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤正洋君） 日程第12、議案第22号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） ただいま議題となりました議案第22号 当別町都市公園条例の一部を改正する条例制定につきまして、提案の説明を申し上げます。

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第22号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議案第22号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



### ◎議案第23号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤正洋君） 日程第13、議案第23号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） ただいま議題となりました議案第23号 除雪グレーダ購入契約につきまして、提案の説明を申し上げます。

本件は、平成29年5月30日に2社による指名競争入札に付したところ、日本キャタピラー合同会社が3,119万400円で落札いたしましたので、同社と購入契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第23号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議案第23号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎陳情継続審査の件

○議長（後藤正洋君） 日程第14、陳情継続審査の件についてお諮りいたします。

総務文教常任委員会並びに産業厚生常任委員会より閉会中の陳情継続審査を実施したい旨の申し出がありましたので、これを許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、そのように決定をいたしました。



◎閉会の宣告

○議長（後藤正洋君） 以上で本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

平成29年第3回当別町議会定例会を閉会いたします。

(午前11時39分)

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成29年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員